

平成19年11月宮崎県定例県議会
商工建設常任委員会会議録
平成19年12月17日～18日

場 所 第5委員会室

平成19年12月17日（月曜日）

午前10時1分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 平成19年度宮崎県一般会計補正
予算（第3号）

○議案第4号 宮崎県における事務処理の特例
に関する条例の一部を改正する
条例

○議案第8号 工事請負契約の締結について

○議案第10号 土木事業執行に伴う市町村負担
金徴収について

○議案第11号 県道の路線認定について

○議案第16号 平成19年度宮崎県一般会計補正
予算（第4号）

○請願第2号 トンネルじん肺根絶の抜本的な
対策を求める意見書の提出につ
いての請願

○報告事項

・損害賠償額を定めたことについて（別紙1）

○商工観光振興対策及び土木行政の推進に関す
る調査

○その他報告事項

- ・今後の地域雇用対策について
- ・「道路の中期計画」について
- ・1.5車線の道路整備について
- ・油津港港湾計画の改訂について
- ・東九州自動車道「高鍋～西都間」における行政
代執行について

出席委員（9人）

委 員 長 横 田 照 夫
副 委 員 長 田 口 雄 二
委 員 坂 元 裕 一

委 員 蓬 原 正 三
委 員 水 間 篤 典
委 員 瀨 砂 守
委 員 萩 原 耕 三
委 員 外 山 良 治
委 員 武 井 俊 輔

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長 高 山 幹 男
商工観光労働部次長 河 野 富二喜
（商工担当）
商工観光労働部次長 後 藤 厚 一
（観光・労働担当）
部参事兼商工政策課長 内 戸 保 博 秋
新産業支援課長 矢 野 好 孝
企業立地対策監 森 幸 男
地域産業振興課長 工 藤 良 長
経営金融課長 古 賀 孝 士
観光・リゾート課長 橋 口 貴 至
労働政策課長 西 盾 夫
地域雇用対策監 金 丸 裕 一
工業技術センター所長 河 野 雄 三
食品開発センター所長 青 山 好 文
県立産業技術専門校長 坂 口 正 紀

県土整備部

県土整備部長 野 口 宏 一
県土整備部次長 瀨 砂 公 一
（総括）
県土整備部次長 山 田 康 夫
（道路・河川・港湾担当）
県土整備部次長 江 川 雅 俊
（都市計画・建築担当）

高速道対策局長	岡田義美
管理課長	持原道雄
用地対策課長	小野健一
部参事兼技術検査課長	児玉幸二
道路建設課長	荒川孝成
道路保全課長	東康雄
河川課長	児玉宏紀
ダム対策監	小城文男
砂防課長	桑畑則幸
港湾課長	竹内広介
空港・ポートセールス対策監	立脇政利
都市計画課長	河野大樹
公園下水道課長	富高康夫
建築住宅課長	藤原憲一
営繕課長	藤山登
施設保全対策監	新川正文
高速道対策局次長	渡邊純教

事務局職員出席者

総務課主任主事	児玉直樹
議事課主任主事	古谷信人

○横田委員長 ただいまから商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。日程案につきましては、お手元に配付のとおりであります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時3分再開

○横田委員長 委員会を再開いたします。

商工観光労働部の皆さん方には大変御苦勞までございます。

前回の委員会で、蓬原委員より御要望のありました「市町村への権限移譲事務」に関する資料が、今回の常任委員会資料と一緒に配付してありますので、御確認をいただきたいと思っております。

それでは、本委員会に付託されました議案、報告事項等の説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○高山商工観光労働部長 商工観光労働部でございます。

それでは、御説明をさせていただきます。

お手元にお配りしております商工建設常任委員会資料の表紙の目次をごらんいただきたいと思います。本日は、「平成19年11月定例県議会提出議案」及び「商工観光労働部をめぐる最近の動き」といたしまして、今後の地域雇用対策について、御説明をいたします。

初めに、私のほうから、提出議案について御説明をいたします。

冊子の「平成19年11月定例県議会提出議案」の13ページをお開きいただきたいと思います。議案第4号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」であります。この条例は、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することに関しまして、必要な事項を定めたものでございます。このうち、商工観光労働部関係がございまして、これにつきましては、先ほどの委員会資料のほうで御説明をさせていただきますと存じます。

先ほどの常任委員会資料に戻っていただきまして、1ページをお開きいただきたいと思います。

す。まず、改正理由でありますけれども、1にございますように、その3行目の中ほどでございますが、住民の利便性の向上や事務処理の効率化等の観点から、取り扱いを希望する市町村に権限を移譲するため、関係規定の追加を行うものでございます。

次に、2の権限を移譲する事務の概要でありますけれども、表にありますように、新産業支援課に係る工場立地法など4つの法令に基づく合計46の事務について、宮崎市や日南市に移譲することといたしております。

また、3にありますように、施行期日につきましては、平成20年4月1日から施行するというふうに予定しております。

私のほうからは以上でございますが、市町村へ権限を移譲する事務の概要及び報告事項につきましては、それぞれ担当課長が御説明いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

○森企業立地対策監 新産業支援課でございます。

議案第4号について御説明いたします。

資料の1ページをお開きいただきたいと思っております。2の表の新産業支援課の欄をごらんいただきたいと思っております。権限を移譲する事務の概要でございます。今回の条例改正により権限を移譲する事務は、工場立地法に基づくものでございます。工場立地法では、敷地の面積が9,000平米以上、または建築面積が3,000平米以上の工場を設置する場合につきましては、届け出をするということになっておりますが、これの受理等10の事務が県の権限として規定をされております。今回の条例改正では、取り扱い希望のございました宮崎市に対し、これらの事務処理に関する権限を移譲するものでございます。以上

でございます。

○工藤地域産業振興課長 地域産業振興課でございます。

議案第4号について御説明いたします。

同じく、資料の1ページの2の権限を移譲する事務の概要の地域産業振興課の欄をごらんください。今回の条例改正により権限を移譲する事務は、採石法と砂利採取法に基づく採取計画の認可等に関するものであります。これらの法律は、岩石採取計画及び砂利採取計画の認可等に関しまして、規制を行うことにより、採取を伴う災害を防止し、採取事業の健全な発展を図ることを目的としております。移譲となる事務は、岩山から岩石を採取するわけですが、そういう採取業、または畑や田んぼなどから砂利を採取する砂利採取業の登録を受けた事業者が採取を行う際に、災害防止のための計画などを審査し認可する事務等でありまして、採石法が15、砂利採取法が14の事務で、合計29の事務でございます。今回の条例改正は、取り扱いの希望がありました宮崎市に対し移譲するものであります。

説明は以上であります。

○橋口観光・リゾート課長 観光・リゾート課でございます。

資料の1ページをごらんいただきたいと思っております。今回の条例改正の内容であります。2の事務の概要の一番下の欄にありますとおり、国際観光ホテル整備法で定めております国際観光登録ホテル等への立入検査、指導監督等に関する事務など7つの項目につきまして、宮崎市及び日南市へ移譲するものでございます。

観光・リゾート課は以上でございます。

○金丸地域雇用対策監 それでは、続きまして、報告事項「今後の地域雇用対策」について御説

明いたします。

資料の5ページをお開きください。まず、1、基本的な考え方ではありますが、県全体として厳しい雇用情勢が続いている中で、県北や県南地域はさらに厳しい状況にあります。このため、6ページの下の方に、参考として地域雇用開発促進法の見直しについてを載せておりますけれども、本年6月の法律改正によりまして、改正後のところですが、雇用情勢が特に悪い地域を雇用開発促進地域、雇用創造に向けた意欲が高い地域を自発雇用創造地域として位置づけ、支援が重点化されることとなりました。このため、まず、県北地域においてこの事業を活用した先行的な取り組みを進め、その成果や課題を踏まえてほかの地域への展開を図りたいと考えております。

左側に戻っていただきまして、次に、2、地域ごとの対策についてであります。まず、(1) 県北地域につきましては、10月の常任委員会で御説明いたしましたように、アの「宮崎県県北地域雇用開発計画」を策定いたしました。また、イでありますけれども、11月9日に、県や宮崎労働局等の関係機関で構成する「県北地域雇用対策連絡会議」を設置し、雇用対策の連絡調整や、新たな雇用創出に向けた施策の検討を行っているところであります。また、この連絡会議に作業部会を設置いたしまして、先ほど説明いたしました6ページ、参考の右下、一番下のところに括弧で「新パッケージ事業」、この事業の早期採択に向けた取り組みを進めているところであります。なお、米印に記しておりますように、西臼杵地域におきましては、9月に、「着地型旅行関連ビジネスの創出による雇用創出」をテーマに事業採択を受け、既に事業が開始されております。

次に、(2) 県南地域につきましては、来年4月の同意を目指して、地域雇用開発計画の策定に取り組んでいるところでありますが、年明けには地域雇用対策連絡会議を設置し、県北地域と同様の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

また、6ページ(3)の西都・児湯地域につきましても、県南地域と同様の取り組みを進めているところでございます。

次に、(4) 県西地域についてでありますけれども、この地域は、宮崎に次いで有効求人倍率が高く、雇用開発促進地域の採択要件のボーダーライン上にありますので、12月の有効求人倍率が公表されます1月末に最終的な判断を行い、要件に該当することとなりましたら、他の地域と同様に計画の策定を進め、早期の同意を目指したいというふうに考えております。

最後に、(5) 宮崎地域につきましては、県内で最も有効求人倍率が高く、法の要件に該当いたしませんので、今後の雇用情勢の動きを見ながら、対応してまいりたいというふうに考えております。

今後とも、宮崎労働局や地元市町村等と十分な連携を図りながら、地域の特性を生かした雇用対策の強化に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

私からの説明は以上でございます。

○横田委員長 執行部の説明が終了いたしました。まず、議案についての質疑をお受けいたします。質疑のある方はどうぞ。

それでは、その他報告事項についても一緒にお受けいたします。

○蓬原委員 事務の権限移譲、砂利採取について、直接このことじゃないんですが、教えてく

ださい。都城・北諸地域、盆地ですが、恐らくは昔は川が蛇行していたのが今は1つの川になっていますので、かなり広範囲に、ちょっと掘ると砂利地帯になっていまして、畑ごと買って表層をどかして砂利をとっているというのが、今は公共事業が減りましたから大分全体量は減ったかなと思いますけど、1反歩70万とか、そういう数字も聞いたりしております。また跡を埋め戻したりしているわけですが、都城の場合は地下水の保全ということが大きな課題になっていまして、最近、枯渇しているとか、汚染されたとかという話もあるんですが、この許可は、今回は宮崎市への権限移譲ですけれども、都北地区については、その許可の権限移譲はどうなっているのかということと、ついでながら、その他もいいということですので、ずっと掘って行って、また土を埋め戻すとどこを掘ったかわからんようになりますね。そのあたりの事後の管理というのは、もし都城なら都城でしょうが、どういうふうに把握しておられるか教えてください。

○工藤地域産業振興課長 まず、権限移譲の件なんですけど、今回は、宮崎市だけが希望したということで、都城を含めたその他のところには来年、また希望をとりますので、そのときにどうなのか、都城市の事務処理の関係もありますから、来年、希望がもしあれば移譲ということになります。

それから、田畑で砂利をとった後の処理の関係なんですけど、これは、認可をする場合に、とるときだけその田んぼとか畑を借りて、埋め戻してまた地主さんに返すというようなこともありますので、また周りの迷惑にならないようにとか、そういうふうな認可の条件を付しましてやっております。

○蓬原委員 それと、埋め戻して、例えば地権者がかわっていったとか、時代がかわった場合に、掘ったところと掘っていないところがあるわけですね。その何か図面上の、ここは一回手をつけているよとか、そういうのはどこかで一括管理というか、過去の経歴がわかるようにしてあるのかということと、都城・北諸は1市1町なんですけど、例えば、都城は権限移譲を受けたとした場合、三股はまた別な行政体ですから、そのときは一緒にいかないと、同じ都北の中でも、権限の許可をとるのに県と都城とか、あるいは三股だけ受けて都城は県がやるとか、そういうことになってくるわけですね。ちょっと確認です。

○工藤地域産業振興課長 まず、1点目の跡地の把握なんですけど、埋め戻した後につきましては、農地の一時転用という形でやっていますので、私らのほうは全然、跡地は、どこが掘って、どこが掘っていないとかいうのは把握しておりませんが、農地法の関係でわかるのではないかと思います。私らのほうではそれは把握しておりません。

それから、2点目は、そのとおりで、都城市が希望しなくても、もし三股町が希望すれば、三股町のほうに権限移譲しまして、都城市が希望しなければそのまま県の事務ということになります。

○蓬原委員 そして、地元でよく懸念されるというのは、許可が出ます、表層を取ります、砂利をとります、後、埋めてしまえば何もわからないという世界ですが、例えば廃棄物の関係とか、過去には何かそういう悪質な例もあったようです。そのあたりの廃棄物法との関係等々の管理というか、監視というか、そのあたりは砂利採取法による許可権限者である県がちゃん

と今のところはやっておられるということですか。

○**工藤地域産業振興課長** 廃棄物を埋め戻しに使うというのは法律上禁止されておりますので、それはそちらのほうの担当といたしますか、保健所でしたか、私らのほうでは廃棄物処理の関係はやっておりませんが、ただ、立入調査はやっておりますので、その辺で規制はできているのではないかと考えております。

○**蓬原委員** わかりました。

○**横田委員長** ほか、ございませんか。

○**外山良治委員** 事務費、これはどうなるんですか。

○**工藤地域産業振興課長** これは、宮崎市のほうに交付金という形で返されるわけですけど、年度当初に渡すのではなくて、実績に応じた実績払いというような形になっております。

○**外山良治委員** もうちょっと詳しく説明してもらえんですか。

○**工藤地域産業振興課長** 標準単価というのが決まっております、例えば、岩石採取計画の軽微な変更に係る届け出の受理というのは3,000円とか、認可採取計画の変更命令といたら4万5,000円とか、そういうふうに細かな事務が分かれておりました、それに応じて標準単価が決まっております。

○**外山良治委員** 交付税ということになるんですか。

○**工藤地域産業振興課長** 宮崎市への交付金という形で処理されております。

○**外山良治委員** 今まで、例えば事務移譲がない場合には、県が事務処理していたわけですね。そうすると、事務移譲をされた場合には、例えばおたくの課で今までどのぐらいの事務移譲が動いて、その結果、交付金、いろんな形が

あると思うんですが、例えば、宮崎市に移譲された事務の中で、担当課の中でどのくらいお金は動いているんですか。

○**工藤地域産業振興課長** 私の課のほうで、宮崎市が最初だから、まだ実績はございません。

○**外山良治委員** 私が言っているのは、宮崎市だけではなくて、おたくの課で事務移譲に伴う、例えば、交付金等の移動というものはどのくらいあったんですかということをお伺いしています。

○**工藤地域産業振興課長** それは採石法ではなくてほかの……。

○**内栢保商工政策課長** 権限の移譲につきましては、商工観光労働部でいいますと、ことしの4月からその事務移譲が発生をしております、交付金については来年度から発生をすることになると思います。今回、議案に上げていますのは、来年の4月1日に移譲する分でございますけれども、それ以前には、ことしの4月1日からしか移譲をしておりませんので、実績としては来年度から出てくるとは思いますけれども、計算の仕方といたしましては、必要な人件費だとか、旅費だとか、需用費だとか、そういうものを計算して1件当たりの単価というのを出しまして、それに処理件数を、翌年度、市町村から報告をいただいて、それを受けて、これは行政経営課というところがやっておりますので、それを一括支払うということで、県の財源の中から交付金について払うということでありまして、金額はまだ実績として出ていないところでございます。

○**外山良治委員** 簡単に言うと、例えば宮崎県の中で宮崎市が事務移譲として宮崎市に動いた場合、今までの実績からしてどの程度お金が動くであろうという予測はできるんじゃないですか。今までの実績を踏まえた上でということをお

言っているわけです。

○**工藤地域産業振興課長** 現在、宮崎市で採石をやっているところが2カ所、砂利の採取をやっているところが10カ所ございます。これでいきますと、採石のほうは認可期間が長いので、来年度発生するかどうかわかりません。砂利のほうは大体1年で田んぼの砂利はとり尽くしてしまいますので、ことしと同じぐらい、10カ所出てきたとしたら、標準単価でいきますと、大ざっぱに言って、変更ですと3,000円ぐらいなもので約3万円ぐらいかなと。

○**外山良治委員** よくわかりました。というのは、事務移譲、事務移譲ということを盛んに最近言われてくると。県の行政事務というのがどんどん少なくなっていく。市町村というのは、交付税のカットや何やかやで、本来、身近な問題では身近な行政でということを行っているが、権限が移譲されたということは、お金が動くことが前提でないと市町村は受け入れませんから、じゃ、どのぐらいの職員、お金、そういうのが動くんだらうということを精査せんと、幾ら声をかけても、なかなか成り立っていかないということになりますよね。ですから、県庁の職員が、例えば採石なら採石、いろんなことで県庁がこのことに関して何名いて、どういったお金が動くかということの説明してもらわんと、市町村は大変ですよ。また受けませんよ。そういったことを聞いているわけです。

○**工藤地域産業振興課長** 宮崎市に移譲をするに際しましては、市役所の担当課といろいろ協議をいたしまして、向こうのほうがありますということだったので、移譲することにしたいということでもあります。

○**横田委員長** ほか、ございませんか。

○**萩原委員** これは僕のど素人の考え方だけ、

採石法とか砂利採取法とかいうのは、商工観光労働部が事務的なものを所管するのか、本来ならば県土整備部ではないわけですか。その辺をちょっと。

○**工藤地域産業振興課長** 私らがやっているのは、大体、陸上、要するに、砂利が一番多いのは河川なんですけど、河川とか海岸は河川法とかほかの法律がかぶっておりますので、それは県土整備部のほうでやっております。私らの課は、川とか海岸以外のものについて所管しているということでございます。

もう一つ、法律の所管が資源エネルギー庁と経産省でございまして、そちらのほうの縦割りの関係でうちのほうがやっているということで、県によりましては県土整備部のほうでやっている県もございます。そういう話も私らのほうではしております。

○**外山良治委員** 観光・リゾート課、宮崎市、日南市、事務数が7と書いてありますが、この事務数とは何ですか。

○**橋口観光・リゾート課長** ここに7と書いてありますけれども、委員会資料の4ページ上のほうが改正のほうですけれども、18の13とございますが、次の事務ということで、6つの項に分かれております。この6つの項といたしますのは、要するに、第2項が、ホテルや旅館に対して登録基準に適合するよう施設改善等の指示を行うとか通知を行うとか、それから、第3項は、利便性の確保がなされていないようなホテル・旅館に対して、管理方法の改善、その他の改正のために必要な措置を講ずる指示をする等の6つの項目でございまして、この6つの項目なんですけれども、行政経営課のほうでカウントするとき、この6つの項目プラス、括弧書きで準用する場合を含むということで、基本的に、12

条、13条等はここはホテルの関係規定なんですけど、それを括弧書きの中で18条第2項ということで書いてありますが、これは旅館の関係規定でございまして、この準用する場合を一括して1つの事務というふうに考えて、7つの項目ということで整理しているところでございます。そういった意味でございます。

○外山良治委員 これを例えば宮崎市に事務移譲される場合に、先ほど申し上げたように、職員は1人ぐらい要るんですか。

○橋口観光・リゾート課長 職員の有無といえますか、1人要るかどうかなんですけれども、1つの登録ホテル等を営む者からの報告を受けたり、あるいは立入検査をするという事務で見た場合に、1件について4時間とか、処理時間はその程度だろうというふうなことで見込んでおまして、それに旅費とか需用費、役務費、そういったものを勘案して、この事務の移譲に関しての1件当たりの交付金額というのは、1万3,300円というふうなことで算定しているところでございます。

○外山良治委員 ことしに入っている自治体の職員が4名自殺をしている。どんどん職員がしんどくなって、今までほとんど年間に1人ぐらいしかみずから命を絶つ人間はいなかったんですけど、ことしになって急増している。余りにも仕事がきつくなったんじゃないのかなと、現状を見ておってこういうふうに感じます。1万円幾らとか、2万円幾らとか、3,000円とかいう話を聞きましたが、職員にとっては非常に大変な事務がどんどんそこに加わって、それに見合う職員というのはふえないと。ですから、そういうふうな命を絶つ人間が急増しているんじゃないのかなということで、関係市町村に事務移譲をされるときには、十分こういった点につい

ても配慮しながら、指導してもらわんと困るかなということでも質問をしました。以上です。

○横田委員長 ほか、ございませんか。

○水間委員 5ページの地域の雇用対策ですが、今、説明をいただいた中で、県北地域はごらんのように、既に計画が策定をされて動き出したところですね。県南と西都・児湯が来年の4月の同意を目指すということでした。県西地区が都城・小林の職安の管内ということで、1月末の有効求人倍率とかもろもろのことを判断しながら要件に該当するかということでしたが、この1月末の判断というのは、例年、その時期でやられるんですか。

○金丸地域雇用対策監 雇用開発促進地域に指定する場合に、例えば、全国の有効求人倍率の3分の2以下であることとか、いろいろな条件がついておまして、基本的には、ハローワーク単位でやるのが原則なんですけど、例えば、20年4月1日に同意を求める場合に、その基準となるのがことしの1月から12月までの有効求人倍率です。12月の有効求人倍率は1月末に公表されますので、それを計算しないと上回るのかがわかんない状況なものですから、1月末に判断をするという説明をしたということでございます。

○水間委員 有効求人倍率は国は非常にいいですわね。1を超えるような状況。こちらは0.6か0.4か、そういう状況の中で、これの3分の2以下であれば該当する、3分の2以上であれば該当しないとか、端的に言うとなんていうことなんでしょうか。

○金丸地域雇用対策監 例えば、小林市で言いますと、一般有効求人倍率というのが一つのデータとしてあるんですけど、全国の3分の2が0.67でございまして。小林市の場合は0.70で、超えて

おりまして、これは10月までのデータなんです
が、これに11月、12月を足したときに、例え
ば0.67以下になるのかならないのか、同じよう
に、都城もデータで超えている部分があります
ので、全国の3分の2とか、求職者の割合がど
うだとかいうのがちょうどボーダーラインにあ
る部分があるものですから、数字を見ないと今
の時点では判断ができないということござい
ます。

○水間委員 今、地域雇用対策、雇用に関する
情勢というのはいいということとは言えないわけ
で、そこらあたりからすると今、全県下に、職
安を対象にしながら、構成には労働局もありま
すし、市町村、商工団体を含めた中で、地域雇
用をどうにかせにゃいかんという流れですから、
いち早く、職安を通じながら地域雇用対策を立
てるということは非常にいいことですから、今
おっしゃる0.67、0.70、ここらあたりになるか
もしれませんが、なるだけ採択できるような方
向で、そしてそれを県下網羅できるようにひと
つお願いをしたい。

それと、構成メンバーの中でどこに主眼を置
いてこれを設置されるのか。どこがいいんです
かね。例えて言えば、地元市町村の中では商工
団体、商工会議所なのか、そこあたりはどうな
んでしょうか。

○金丸地域雇用対策監 お答えいたします。例
えば、県北地域雇用対策連絡会議で言いますと、
県と労働局、商工労政事務所、それから地元市
町村の代表で、県北の場合は延岡市と日向・入
郷を代表して日向市に入ってもらっております。
それから、経済団体につきましては、延岡、日
向の両会議所と商工会を代表して門川町商工会、
ここに入郷地区を指導する広域支援センターが
ありますので、そういう方々で今、協議を始め

たところでございます。以上です。

○水間委員 それと、地域雇用創造推進事業、
新パッケージ事業ですが、端的に言うと、西臼
杵では着地型旅行関連ビジネスの創出、いわゆ
る滞在型で来て、あるいは民宿の流れであった
り、そういうものだろうと思うんですが、ほか
にはどういうものがあるのか、おわかりであれ
ば御説明いただけませんか。

○金丸地域雇用対策監 新パッケージ事業とい
いますのは、これは、市町村がやる気があれば、
特に有効求人倍率が3分の2以下じゃないとい
けないとかいう条件はありません。ただ、全国
で、19年度の場合ですと、予算箇所づけて35カ
所ということになっておりますので、現状を見
ると求人倍率の低いところ、提案の中身がいい
ところが採択されているという状況にございま
す。西臼杵の場合は、大きな柱として、雇用拡
大、人材育成、就職促進という3つのメニュー
があるんですが、その中で人材育成に力を入れ
ておりまして、飲食産業、加工産業の人材育成
でありますとか、あるいは旅行関連事業をサポ
ートする人材育成、あるいはマイスター、それか
ら建設業の受け皿として畜産のほうへの人材育
成、そういったものをメニューにして、全体的
に西臼杵地域での新たな雇用創出と労働移動を
図ろうというようなことになっておりまして、
雇用開発促進地域には指定されなかったとして
も、例えば小林市が地元の商工会議所とかとこ
ういうことをやりたいというふうにして提案し
てくれば、それはこの事業に乗っかって、ただ、
先ほど言いましたように、中身と雇用情勢、両
方で全国との競争で判断されますので、そうい
ったところを市町村と十分協議をしていきたいな
というふうに思っております。以上です。

○水間委員 知事のマニフェストの1万人雇

用、100社の企業誘致とこら辺の1万人雇用とは何か連動させるところがあるのでしょうか。

○金丸地域雇用対策監 1万人雇用対策との関係ですが、1万人雇用対策は、企業誘致と、それから1次から3次まで全体的な産業振興によって、トータルで1万人雇用を達成しようということでございまして、企業誘致だけでやるということではございません。これは部全体としても取り組んでいるところでございすけれども、私の担当のところでは、企業誘致でありますとか地場産業振興とか、そういったことの施策割りといいますか、それに加えて、地域で見ていくと。それぞれ地域ごとに特性がありますので、そういったことによって雇用の全体的な底上げを図っていきたいというふうにございすところでございす。以上です。

○坂元委員 ちょっと教えてください。来年4月の同意を目指すのは、だれが同意して、同意内容はどのようなふうな内容になるということになるのでしょうか。

○金丸地域雇用対策監 資料の5ページの2の(1) 県北地域のところをごらんいただきたいんですが、計画の中身としては、①から④に掲げておりますようなことを中身とするということで、②の具体的な施策がこれから南那珂2市2町と話をしていくこととなりますけれども、こういう計画をつくれた上で、宮崎労働局を経由して、厚生労働大臣の同意を受ける、そうすると事業主に対して3つ奨励金があるんですが、そういう措置が受けられるようになりますよと。計画をつくることによって、法による支援が受けられるようになるということでございす。

○坂元委員 ということは、例えば地元の経済団体とか事業者が、何人か雇ってそういう補助を受けようかなということの名乗り出るのが4

月までに終わるということですか。

○金丸地域雇用対策監 4月1日に同意を受けたら、4月1日から3年間、そういう方がいらっしやったら受けられるということでございす。今、坂元委員から言われたのは、それとあわせて県北地域と同じように、新パッケージ事業という、南那珂の市町村が中心になっていただいているいろいろ出していただけると、それにまたつけ加えることができるんじゃないかなというふうに考えております。

○坂元委員 製材所なんかでは外国人労働者を相当雇っているんですね。漁業もそうだけれども、その分が相当食われている面があるんですよ。アパレル業界もそうです。ですから、そういう人たちがいっぱい日南あたりの会社にいるんですが、それでなかなか日本人の就職口がないということでもありますから、その点はちょっと重要なことかと。

○横田委員長 ほか、ございませんか。

○萩原委員 30各市町村、商工観光関係、県と同じような情報は厚労省から行くわけですか。それとも県から30市町村に、こういうことがありましたよ、こういう事業が出ますよというのは県から言うわけですか。

○金丸地域雇用対策監 これはうちの事業だけではないんですけれども、ことしの場合は、7月に市町村商工観光労働担当課長会議というのを開催いたしまして、その中で国の事業、県の事業を説明したところであります。ですから、団体から直接行っている分もありますけれども、私どもとしては、市町村に対してこういう事業があるということの紹介をしたということでございす。

○横田委員長 ほか、ございませんか。

それでは、議案とその他報告事項以外のその

他で何かございませんか。

○武井委員 イラストのことを少しだけ確認させていただきます。本会議でしゃべりましたから、1～2点確認だけしたいんですが、知事が私が本会議で質問をしましたときに、今年度中は管理等は無理だという話をされていたんですが、ということは、逆に言えば来年早々にはある程度の方向性を知事も出されると思うんですが、これは、あくまでも知事ないしは知事の周りの法的な方々がされているということで、県は全くその話とかには入っていないとか、関知していないということですか。

○工藤地域産業振興課長 要するに肖像権に基づくものなので、知事のほうで複数の専門家の人の意見を聞いていろいろ検討されているようなんですけど、ただ、裁判の事例がないということで、専門家の人によっていろいろと意見が違います。そういうことで結論がなかなか出ないということなんですけれども、イラストに関しては、私らのほうも意見は述べさせていただいております。

○武井委員 わかりました。知事が木曜日ですか、ブログに書かれていまして、私のことも少し書いていただいていたんですが、指導すると。つまり、業者に対して、これは県公認ではないでしたかね、何か県が承認したものではありませんということに記載してくれとお願いをするというようなこともおっしゃっていらして、答弁の中でも、ブログというのは一つの自分にとってはオフィシャルな発信手段だということも言われていましたから、一個人の日記以上の意味を持っているものだと思うんですが、これについて指示を受けたとかいうことが何かありましたか。

○工藤地域産業振興課長 まだ指示はいただい

ておりませんが、こちらのほうから意見は述べさせていただきました。私どもは地場の中小企業の皆さんの商品を振興している部署でありまして、その企業が発展していただければいいなということで支援しているんですけど、私らの立場から言えば、シールが張ってあるとなかろうと、地場の商品等に県が推奨していないという表示を求めることは、さまざまな問題があると考えております。まず1つは、私らにそういう権限がないということが一番なんですけど、そのほかにも、シールが張ってあるやつが地域おこしの商品とかJ Aの商品、それから地頭鶏の炭火焼きの商品、焼酎、いろんなところでイラストが使われております。そういうところに県が推奨していないというような表示をしますと、消費者の方に混乱を起こすんじゃないかということで、この件に関しては、慎重に考えてくださいということなんですけれども、知事へのお願いは、みずからの肖像権に基づいて、個人の立場からされたということで私らは考えております。

○武井委員 くどくなるといけませんから、これで最後にしますが、ただ、県のホームページに、これは「県が推奨しているわけではなく」と、注意喚起を県が出していますね。今のお話と非常に矛盾するように感じるんですけども、つまり、県は推奨していないわけですね。推奨していないにもかかわらず、推奨していると誤認させる現状があるわけですが、その現状を是正しなくてもいいということであれば、逆に言えば、ホームページで一方では啓発をしながら、それに対して何ら対策をとらないということになると思うんですけど、どうでしょうか。

○工藤地域産業振興課長 シールが張ってある、張ってないにかかわらず、その商品に対する安

全・安心は非常に重要なことなので、その講習会を2回ほどやっております。それから、県の広報にも、安全・安心をお願いしますよということをおっしゃるので、最終的にはそのイラストを規制するのが一番よろしいわけなんです、それは知事の肖像権に関することなので、知事のほうでまた御検討されることではないかと考えております。

○蓬原委員 今に関連してなんですが、金曜日の夜ですが、地元のマスコミの方と話をしておりましたら、シールを張ってあったものか張ってないものかどうか知りませんが、かなりの量の返品をされた業者があるというふうに聞きました。そのときは別な話のところでしたから、それ以上突っ込みませんでした、その事実は間違いのないというふうに、かなり責任のある方でしたから、思っております。その情報をつかんでおられれば——つかんでおられるのかと思いますが、どういうことだったのか教えていただけませんか。

○工藤地域産業振興課長 多分、それは山形屋さんの関係だと思えます。そこの業者には何ら落ち度はなかったわけなんですけど、商品にも別に「地鶏」と全然なかったわけなんですけど、ただ、あの報道でいかにもそこの商品が偽ブランドだというような取り扱いを受けたので、その風評被害をたくさん受けられたという話は聞いております。

○蓬原委員 ですから、現実にあったわけですね。かなりな額だというふうに聞いています。たしか億という数字が出たようにも聞いているんですが、武井委員がこの前からこの話をしておる。私も1回質問しましたがけれども、結果的には、このシールのことが発展して行って、これが小さな出来事であればいいんですが、それ

が億という数字だと。ほかのところまでこれが伝搬していったときに、相当なことになるんじゃないかということ、我々は懸念して言っているわけですね。この前、中学校駅伝大会が山口でありましたから、高速でずっと行きましたけど、かなりのサービスエリアに同じようなシールを張ったやつが結構ありますね。ここまで張っているのかと思ってびっくりもしましたが、だから、それがもし、そういうことになったときの引き揚げとか返品とかなったときの反動というのを考えると、結構大きいよということを実感として感じましたし、ちょうど山口に行く前の日の情報としてその返品の話も聞いたので、これはやっぱりよく考えていただいたほうが、武井委員がここまで何回も言うということは、それを肌で感じてのことだと思えますから、知事に鈴をつけに行って、提言するのは皆さん方の役目でもあるんじゃないかと思えますので、言いにくいことかもしれませんが、言いにくいことを言うのもまた、皆さん方のお仕事じゃないかなと思えますので、ぜひ。一つの例として申し上げておきたいと思えます。以上です。

○工藤地域産業振興課長 その風評被害を受けたところは、別に炭火焼き自体が宮崎県全体から言えば落ち込んでいるわけじゃないんですけど、そこの会社の商品だけが、報道によって、会社の名前は出なかったわけですけど、写真なんかが出たんで、その商品だけが返品があったということでございます。

それから、イラストの規制につきましては、これは知事の肖像権に基づくものなので、先ほど申しましたように、いろんな弁護士さんを含めた複数の専門家でどうしたら規制ができるかということを検討されておりますので、その結

果を待つて私らも対応したいと考えております。

○横田委員長 ほか、ございませんか。

○水間委員 本会議の中でよく企業の整理、あるいは倒産状況の数値を聞いたときに、東京商工リサーチあるいは帝国データバンクですか、県としてはどちらの数字をおとりなんですか。

○古賀経営金融課長 東京商工リサーチの数字を統計としてはとっております。と申しますのが、帝国データの場合は、法的に手続がなされたものということで整理がなされておりますので、どうしても情報が遅くなると。また、不渡り2回で普通、倒産と言われているんですけども、そういったものが、法的整理にならない限りはデータとして上がってこないものですから、より経営実態を反映しているものということで商工リサーチの数字を採用させていただいております。

○水間委員 私どもは1月から10月末までを聞くと、既に92件、建設業者50件、そういうようなことを聞くんですが、部長答弁でお聞きしますと、そこあたりが月日のとり方で違うのか、我々から言うと、10月末じゃ既に92件、建設業者は50件あるじゃないかという判断のもとで言うんですが、部長の答弁としては、逆にちょっと低い数字をお聞きするんですが、そこらあたりの一貫性と言うとおかしいけど、結局、発表された直近のものを我々にひとつ——どっちが本当なのかなという思いが出てくるので、そこら辺はよろしくお願いをしたいなと思います。月のとらえ方が、経済指標で言う何々四半期ということにとらえられておるんだろうなと、我々はいいほうに理解はしているんですが、やはり聞くほうとすると直近の、商工リサーチで言うと12月8日に発表されるわけです。それは11月末のことを発表される。そのときは、議会があ

るときは、大体一番直近ではこうですというぐらいの御説明もいただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○古賀経営金融課長 できるだけ最新の情報ということで御報告させていただこうということで今までやってきておりましたけれども、さらに努力をさせていただきたいと思っております。

○横田委員長 ほか、ございませんか。

○外山良治委員 宮崎県として、宮崎駅西口の開発、物産館、これが入るのか入らないのか、現状ではどういうふうなお考えなんでしょうか。

○工藤地域産業振興課長 これは意見を求められましたので、一応、採算性の面を考慮しまして、難しいという回答をしております。

○外山良治委員 今までの議会答弁では、物産館は西口のほうに移転するようなニュアンスもあつたんじゃないんでしょうか。

○工藤地域産業振興課長 今回、その坪単価とか、そういうのは大体の数字が出てきましたので、その計算をもとにして、年間の売り上げとか経費の見込みとか、そういうところを計算しましたところ、ちょっと経営的に成り立たないということがございまして、移転は困難という回答をいたしました。

○外山良治委員 これは、インテリジェント・シティ構想の中で、宮崎県が6,000平米だったでしょうか、正式な数字は忘れましたが、宮崎市が4,000平米、約11ヘクタールぐらいだったと思いますが、それで再開発をしよう。今、物産館の状況が決して長続きはしないだろうといった場合に、1日9,000人の乗降客があると。アンテナショップ、今から30市町村の地場商品を本当に売っていこうというような考えがあれば、先ほどの知事効果、これは非常に県民としても喜ばしいことですが、この県庁かいわいの現状

が僕はアブノーマルだと思うんですよ。将来的に宮崎県産品をどうやって売っていかうかなといったことを真摯な立場で考えたときに、宮崎駅西口の構想、そういうものに物産館というものを含めて移動したほうがいいと思うんですが、近視眼的な発想、視点でそういうふうに云々というのは非常に好ましくないんじゃないのかなと。ですから、宮崎市と協議の上、6,000平米を保留にした理由、いきさつ、こういったものを検証していただく必要が私はあるのではないのかなと思うんですが、いかがでしょう。

○**工藤地域産業振興課長** 私どもも決して県庁の前の物産館が、売り上げが長く今のような状態が続くとは考えておりません。駅前のほうに移転した場合のこともいろいろと検討したんですけど、余りにも年間の家賃、共益費なんかが高いものですから、今のところだと余り経費も変わらないので、今回は断念したということでございます。

○**外山良治委員** 今回は断念した。初めて聞きましたが、宮崎市に問い合わせると、県は検討中だと。それから費用対効果の問題、こっちが6,000平米あるわけですから、そんなところを十分お考えいただいて、今からの30市町村のものをどうやって売るかと。今までは、先ほど申し上げたように、1万人の乗降客があるわけです。それから宮交もバスセンターのほうに入るでしょう。例えば、西武のキャンプ、スポーツランドということで最近、たくさんのお客が見えになる。一番いい場所だと思うんですよ、あそこが。そういったことを十分踏まえて、今からの宮崎県の物産というものをどういうふうに流通に乗せるか、販売をするか、そこをお考えいただいた方がいいと思うんですが、以上です。

○**横田委員長** ほか、ございませんか。

○**武井委員** 商工会議所のビルの件、ちょっと確認で、商工政策課長になると思うんですが、商工会議所がビルを西口に開発をするという計画をしているんですが、ビルを建設することについての新たな県からの出捐金とか補助金というのは何かあるんですか。それは特にはないということですか。

○**内栢保商工政策課長** 今おっしゃった件については、うちの部が関与しておるわけじゃありませんけれども、一部報道で見ている範囲だと、そういうものは想定していないというふうにしたしか報道をされたと思うんです。

○**武井委員** わかりました。その件は結構です。

別の件、もう一点、質問させていただきます。観光・リゾート課長に御質問いたします。オーシャンドームの関係なんですけれども、先日、シーガイアさんの方ともお話ししたんですが、相変わらずと言ったら失礼ですけど、まだ今後の活用方向は決まっていないということなんです。今後、県として、オーシャンドームさんに、当然一つの観光の目玉であったわけですから、相変わらずこのような状態がずっと続くというのは望ましいことではありませんが、県として、意見を述べていく場とか、いろんな提案をしていく場というのは設けていくということは考えられますでしょうか。

○**橋口観光・リゾート課長** これにつきましては、この間から再三お答えしておりますように、経営としてどう考えるかという経営主体の問題でございますので、そういったことで、それについて県として申し上げるということはないと思います。

○**武井委員** 私、前回もそういうお答えがあつて、あれからも考えたんですが、フェニックス

リゾート社に当時、リゾート基金は幾ら入りましたでしょうか。

○橋口観光・リゾート課長 26億5,000万ということでございます。

○武井委員 シーガイアがあのかに、リップルウッド社に経営移譲するときに3つの条件というのがあったかと思えます。取引先の確保、施設の一体的運営、雇用の確保と3つありました。雇用の確保については、100人以上の方が解雇されましたので、履行されたのかというのは非常に疑問でございます。取引先の確保というのは、営業していますから、まだいいんでしょうけれども、そういった中で、昔のシーサイドホテルを閉めましたし、オーシャンドームもこういう形ですと閉鎖が続いているというような状況の中で、切り売りされなかったということではあるんですけども、そういった当初の条件というものもろもろを考えても、県は、自分たちの経営だからということではなくて、しかも26億円ですか、お金も入れているわけですから、もうちょっと積極的に、もっと強気に意見をしっかり申し述べていくということが私はあっていいんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○橋口観光・リゾート課長 今後のオーシャンドームの活用方策につきましては、シーガイアのほうで、いろいろとこれから——現在もでしょうけれども、どうするのか、いろいろ対応を考えられていると思えます。むしろ、そういったことよりも、そういったことがなくなったときに宮崎県の観光が衰退しないように——衰退というか、それ自体として、これから体験型メニューをいろいろと開発していこうとされているというふうなことでございますので、そういった双方をオーシャンドームの活用方法とあわせ

て検討されていると伺っておりますので、それについて見守ってまいるというスタンスでございます。

○武井委員 私が申し上げたのは、とにかくオーシャンドームが現状として、体験型とかするというのは意味がありますよ。それはそれで大事なことですが、お話がちょっとすりかわっている感じもするんですが、とにかく今、オーシャンドームという非常に集客力のあった施設があって、これが閉鎖された状況が継続している、いつ再開されるかわからないと、これ自体、非常に宮崎県の経済・観光にとってよろしい状況ではないというようなことですから、とにかく、何らかの形でオーシャンドームが、プールとしてという形ではなくても再開していくということは、観光の集客の目玉になるということであるのは間違いないと思えますので、その意味では、できるだけ早く、あれがまた観光集客施設として再開していくということについては、一刻も早くまた新しい形でリバイバルしていただきたいということは、またぜひ、機を見てお話をいただければと思っております。

リゾート基金のお話をさせていただきましたので、それに引き続いて、高千穂鉄道の関係者を1点御質問申し上げます。今、現状で努力をされていらっしゃる方がいらっしゃるの十分踏まえた上で話をしたいと思います。一たんは廃線が確定するだろうということになるんですけども、高千穂鉄道に、それこそ、リゾート基金を1両8,000万、2両で1億6,000万入れた例のトロッコ車両があるんですけども、高千穂鉄道が清算という形になりますと、当然、土地は行政に無償譲渡という話ですが、例えばレールとか、駅舎とか、どれぐらいの価値があるかというのはあるんですけども、そうしますと、

そういう清算の過程で車両が売られてしまうと。つまり、県外に行ってしまうと。いわば売わけですから、だれかが買うということにもなりかねない状況がありまして、私としては、これは何としても、それこそ宮崎県のリゾート基金でつくったものですから、多額入っているものですから、県内に残して、例えば日南線であるとか、吉都線であるとか、そういうところでの活用ということもできていくと思うんですが、何かそういうことについての対策とか検討というのはされていらっしゃるのでしょうか。

○橋口観光・リゾート課長 高千穂トロッコ列車の関係ですけれども、これにつきましては、トロッコ鉄道のほうで、TRと関係の自治体、そして新会社、こういうところで、要するに沿線自治体に寄附されて、そして沿線自治体から新会社へ無償貸与しようというふうなことで、あわせて新会社からTRに譲渡の申し出をやったということで、そういうスキームで今まで動いてきていたわけですけれども、これが先日の株主総会のほうで、新たに事業譲渡の申し出を取り下げると、それから経営陣が退陣してみんな抜けましたけれども、なお会社は存続しているわけでございます。これについては、TRと沿線自治体、新会社でその取り扱いについてこれからまた、どうしていくのかというところを、また新たなスキームとして決めるのかどうか、いろいろ御検討をされるものというふうに思っております。その中でトロッコ列車につきましては、観光振興あるいは地域振興のために、高千穂町が補助した部分について県が補助したというスキームになっておりますけれども、これからの協議検討、どうなされていくのか、その動向をきっちり見きわめていく必要があるかなというふうに思っております。

○武井委員 わかりました。会社がどうなるかというのも非常に厳しい状況ですが、とにかく、この車両が県外に出ていくということだけでは何としても避けていかなければいけないと思いますので、その辺は十分に踏まえていただいて、もし、高千穂で活用するということができないということであれば、何らか県内で活用することができるような方向をぜひ模索していただきますようお願いいたします。以上です。

○横田委員長 ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、以上をもちまして商工観光労働部を終了いたします。

ここで、委員の皆様にお諮りいたします。

日程案では、県土整備部の審査はあすからとなっておりましたが、商工観光労働部の審査が終了いたしましたので、引き続き、県土整備部の審査を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、そのようにいたします。

執行部の皆さん、お疲れさまでございました。

執行部の入れかえのため、暫時休憩いたします。

午前11時12分休憩

午前11時21分再開

○横田委員長 委員会を再開いたします。

県土整備部の皆さん、御苦労さまでございます。それでは、本委員会に付託されました議案、報告事項等の説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○野口県土整備部長 商工建設常任委員会の皆様方には、かねてから県土整備行政の推進につきまして、格段の御指導、御協力をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

御説明に入らせていただきます前に、一言、御報告を申し上げます。

東九州自動車道の高鍋―西都間におきます補償金目的植栽行為等2件につきましては、10月4日に収用委員会の裁決がなされまして、明け渡し期限が11月23日までとなっておりますが、いまだ樹木等の撤去がなされていない状況にあることから、11月26日に起業者であります西日本高速道路株式会社から県に対しまして、行政代執行の請求が行われたところでございます。詳細につきましては、後ほど高速道対策局長から御説明申し上げますが、県といたしましては、西日本高速道路株式会社が公表しております門川―西都間の平成22年度から26年度までの順次供用はもとより、東九州自動車道を初めといたします県内高速道路の早期整備に向け、今後も全力で取り組んでまいりますので、委員会を初め、県議会の皆様のより一層の御支援、御協力をお願いいたします。

それでは、今回の委員会で御審議をいただきます県土整備部所管の議案等につきまして、その概要を御説明いたします。

お手元に商工建設常任委員会資料をお配りいたしておりますので、ごらんいただきたいと思います。表紙をめくっていただきまして、裏側のページをごらんいただければと思っております。御審議いただきます議案及び報告事項を担当課ごとに記載しております。

上から順番にごらんいただきますと、まず初めに、管理課でございますが、県土整備部の11月補正予算につきまして御説明を申し上げます。

次に、道路建設課でございます。11月補正予算案のほか、国において作成中の道路の中期計画など、ごらんの項目について御説明申し上げます。

次に、道路保全課でございます。県道の路線認定について議案を上げさせていただいておりますが、これは、東九州自動車道の須美江インターチェンジと国道388号とを結ぶ路線を県道として認定するため、道路法第7条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。また、県道で発生いたしました落石事故につきまして、損害賠償額を定めたことにつきまして御報告を申し上げます。

次に、河川課でございますが、補正予算案をお願いしております。

次に、砂防課でございますが、補正予算案のほか、市町村負担金徴収につきまして議案を上げさせていただいておりますが、これは、平成19年度土木事業に要する経費に充てるため、市町村負担金を徴収することについて、地方財政法等の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、港湾課でございます。油津港の港湾計画の改訂についてでございますが、これは、平成6年に策定しました油津港の港湾計画につきまして、港を取り巻きます環境が大きく変化していることなどから、港湾計画の見直し作業を進めてきたところでございまして、改訂案の概要を御説明申し上げます。

次に、都市計画課でございます。「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてでございます。これは、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく知事の権限に属する事務の一部について、住民の利便性の向上や事務処理の

効率化等の観点から、取り扱いを希望する都城市に移譲を行うために条例を改正するものでございます。

次に、公園下水道課でございますが、補正予算案をお願いしております。

次に、建築住宅課でございます。県営住宅において発生いたしました排水管破損による漏水事故について、損害賠償額を定めたことにつきまして御報告申し上げます。

最後に、高速道対策局でございますが、東九州自動車道高鍋一西都間における行政代執行に要する補正予算案を上げさせていただいております。その状況について御説明申し上げます。

以上が県土整備部の議案及び報告事項でございます。その詳細につきましては、この後、それぞれ担当課長から説明させますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。以上でございます。

○持原管理課長 管理課でございます。

まず、議会提出資料について御説明いたします。各課が本日の委員会で説明に使用いたします議会提出資料は、1つ目が「平成19年11月定例県議会提出議案」、2つ目が「11月補正予算説明資料」、3つ目が「11月補正歳出予算説明資料」、議案第16号と書いてあるものでございます。4つ目が「11月定例県議会提出報告書」でございます。県土整備部関係分だけを抜粋いたしまして、お手元の「商工建設常任委員会資料」にまとめておりますので、各課はこの委員会資料に基づきまして、説明させていただきます。

それでは、委員会資料の1ページをお開きください。県土整備部の11月補正予算の概要について御説明いたします。この表は、今回の補正額などを一覧表にしたものであります。今回の補正の主なものは、さきの台風4号、5号など

により被災いたしました公共土木施設の被災箇所を改修することで、災害に強い施設として復旧整備するための災害関連事業などの国庫決定に伴うものや、補償金目的植栽の行政代執行に要する経費でありまして、一般会計と特別会計とを合わせました県土整備部の補正額は、表の一番下の右から3番目の欄に記載しておりますけれども、6億8,056万6,000円の増額補正でありまして、補正後の予算は、その右に記載しておりますけれども、915億897万6,000円で、前年度同期比91.2%となっております。

次に、2ページをお開きください。まず、補助公共事業の補正でございます。道路事業が1,679万6,000円の増額、河川事業が8,287万2,000円の増額、砂防事業が5億6,589万8,000円の増額、合わせて、一番下、計の欄でございますけれども、6億6,556万6,000円の増額となります。

次に、右の3ページをごらんください。災害復旧事業でございます。都市災害が500万円の増額補正であります。これは、台風5号により被災いたしました県総合運動公園テニスコート観覧席の屋根の復旧に要する経費を計上いたしております。

次に、4ページをお開きください。繰越明許費の補正でございます。主な事業の追加として、道路受託事業など3事業6億1,902万をお願いいたしております。また、右のページ、繰越額の変更であります。道路新設改良事業など12事業で増額補正をお願いしております。補正後の繰越額は108億8,561万3,000円となります。これら繰り越しの理由といたしましては、用地交渉や工法検討に日時を要したことや、国の予算内示の関係等によりまして工期が不足することなどによるものであります。なお、追加と補正

とを合わせましたこれまでの状況を6ページに記載しておりますので、後ほど、ごらんください。

次に、7ページをごらんください。債務負担行為の補正であります。道路保全課の道路受託事業費など3事業で5億7,400万円の追加をお願いいたしております。また、次の8ページにありますように、道路建設課の公共道路新設改良事業費、国道325号地域連携推進事業など2事業で補正増額をお願いしております。補正後の債務負担行為限度額は4億5,000万円となります。

補正予算の内容につきましては、後ほど、関係課長が御説明いたします。

管理課につきましては、以上でございます。

○荒川道路建設課長 道路建設課でございます。

当課の補正予算について御説明いたします。

委員会資料の11ページをお開きください。当課の補正予算額は、1,679万6,000円の増額をお願いしております。補正後の予算額は、239億304万3,000円となります。

12ページをごらんください。補正予算の内容でございますが、(事項)公共道路新設改良事業費で1,679万6,000円の増額であります。これは、さきに発注しました国道269号線の道路改良工事において、請負業者の経営悪化により工事続行不能届の提出があり、契約解除しましたことから、支出しました工事前払い金相当額の補正であります。なお、この現場は一部でき上がっていましたが、工事出来高が支払い済みの工事前払い金に満たないため、その差額につきましては、既に保証会社から雑入として受け入れております。

補正予算につきましては以上であります。

次に、議案第8号「工事請負契約の締結につ

いて」御説明いたします。

21ページをお開きください。議案第8号は、一般国道448号地域連携推進事業に伴う名谷トンネル工事の請負契約の締結についてであります。下のほうに位置図を掲げておりますが、この工事は、串間市大字大納において整備を進めております国道448号名谷バイパスに伴うトンネル工事であり、条件付一般競争入札に付したものであります。1に名谷バイパスの事業概要を、2に名谷トンネル工事の概要を記載しております。3の工事請負契約の概要をごらんください。契約の金額は16億3,800万円、契約の相手方は松本・志多・日新特定建設工事共同企業体、工期は平成21年7月30日までであります。次の22ページに工事箇所を拡大してお示ししております。

なお、本工事の入札は、総合評価落札方式の標準型によって行っております。総合評価落札方式では、企業の施工能力や配置予定技術者の能力及び企業の技術力と価格等を総合的に評価し、落札候補者を決定する方式であります。開札結果と本工事の公告から総合評価についての資料を抜粋し、別途配付しておりますので、御参照ください。

工事請負契約に関しては以上であります。

次に、道路整備の中期計画について御報告いたします。

23ページをごらんください。中ほどに7月31日というのが2つ書いてありますが、中ほどの11月13日の前のやつですが、これにつきましては、7月31日を9月25日に訂正方、よろしく願いたします。申しわけございません。

道路整備の中期計画につきましては、国土交通省が、昨年12月に閣議決定された道路特定財源の見直しに関する具体策に基づき、ことしの4月から国民各層への問いかけを開始し、8月

に中期計画に骨子案を、さらに11月13日には素案を公表いたしました。素案の中では、計画期間を平成20年度から29年度の10年間とし、その間に必要な事業量として、65兆円が計上され、このほかに高速道路の料金引き下げなどの道路関連施策として3兆円以上が想定されておりましたが、政府・与党におきましては、これを精査し、事業量については59兆円を上回らないこととされ、高速道路の料金引き下げなどについても2.5兆円と、いずれも縮減する方針が示されたところであります。このほかには、地域の道路整備を促進する観点から、地方道路整備臨時交付金について、対象拡大や財政負担に応じて交付率引き上げといった制度改善などが示されました。国においては、引き続き検討が進められ、年内には中期計画が作成されると伺っております。今回の政府・与党の方針につきましては、地方道路整備臨時交付金の制度改善や暫定税率を延長するといった評価できる内容が示される一方で、道路特定財源の一般財源としての活用が示されるなど、懸念される点もございます。いずれにしましても、政府・与党が今回示されました措置を実現するために、関連法案を次期通常国会へ提出されることになりましたが、道路整備を継続して実施していく必要のある本県にとりまして、その整備財源の確保が極めて重要でありますので、暫定税率延長を含む関連法案を成立させていただき、道路特定財源を本来の目的である道路整備に最大限充当できるよう、国や関係団体に対し働きかけてまいりたいと考えておりますので、引き続き議会の皆様の御支援、御協力をよろしくお願いいたします。

次に、1.5車線の道路整備について御報告いたします。

25ページをごらんください。1の概要につい

てであります。本県の道路整備は、全国と比較して非常におくれております。特に山間部においては、地形条件が厳しく、交通量の少ない箇所については、地元の要望がありながら2車線整備になかなか着手できない箇所がございます。このため、より安心して、安全に、そして安定して走行できるよう、1.5車線の道路整備を実施することとしました。

2の対象区間につきましては、県道でおおむね交通量が1日1,500台以下の区間で、かつ地元が1.5車線の道路整備を要望している区間を対象に検討していきたいと考えております。

整備の考え方としましては、実施時期につきましては、平成20年度から事業着手を考えております。整備内容は、26ページにイメージ図を示しておりますが、可能な限り現道を利用して、見通しを確保するための突角剪除やカーブミラー設置、待避所の設置等を想定しております。今後は、緊急性や路線の適性、地元要望等を踏まえながら、整備工法箇所を整理し、この中からまずは2～3カ所について事業に着手したいと考えております。

道路建設課は以上でございます。

○東道路保全課長 道路保全課でございます。

議案第11号「県道の路線認定」につきまして御説明いたします。

委員会資料の27ページをお開きください。また、28ページには関連図等をお示ししておりますので、あわせてごらんください。これは、現在、整備が進められております東九州自動車道の北浦一北川間に設置する須美江インターチェンジと国道388号を結ぶ路線を県道として認定し、高速道路と既存道路間のネットワークを形成しようとするものであります。新たな県道の路線認定となりますことから、道路法第7条第

2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、損害賠償額を定めたことについて、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、御報告いたします。

委員会資料の29ページをお開きください。落石事故の2件でございます。発生日及び発生場所につきましては、左の欄に記載のとおりであります。

事故の内容について御説明いたします。1件目につきましては、路側帯に駐車中、道路のり面から発生した落石により、車輪の左前方部分を損傷したものであります。損害賠償額は8万1,611円であります。2件目につきましては、自動車で行中、路上にあった落石に乗り上げ、車両右側の前後タイヤ及びホイールを損傷したものであります。損害賠償額は6万648円あります。なお、賠償額はいずれも、すべて道路賠償責任保険から支払われます。

事故の説明は以上であります。今後とも、道路の安全確保に努めてまいりたいと存じます。

道路保全課は以上であります。

○**児玉河川課長** 河川課でございます。

当課の補正予算について御説明いたします。

委員会資料の13ページをお開きください。当課の補正予算額は、8,287万2,000円の増額をお願いしております。補正後の予算額が224億1,602万円となります。

次に、補正予算の内容でございますが、14ページをお開きください。まず、(事項)公共河川事業費であります。これは、国の補助を受けて実施する河川改修等を行う事業であります。国庫補助の決定等に伴いまして、947万4,000円減額補正するものであります。

次に、2番目の(事項)公共災害関連河川事

業費であります。これは原形復旧のみでは事業の効果が限定されるため、再度災害防止の観点から改良復旧を図る事業であります。7月の台風4号により被災しました美郷町西郷区の耳川や南郷町の瀧上川が採択を受けたことによる現年災の増加等に伴い、6,287万3,000円増額補正するものであります。

次に、3番目の(事項)河川激甚災害対策特別緊急事業費であります。これは、甚大な被害を受けた大淀川や五ヶ瀬川等において、河川改修を緊急かつ重点的に行う事業であります。請負業者の経営悪化により契約解除したことから、支出しました工事前払い金相当額2,947万3,000円を増額補正するものであります。なお、保証会社から県へ納付された保証金を財源に充てております。

河川課につきましては、以上でございます。

○**桑畑砂防課長** 砂防課であります。

当課の補正予算について御説明いたします。

お手元の委員会資料の15ページをお開きください。当課の補正予算額は、5億6,589万8,000円の増額をお願いしております。補正後の予算額は55億9,357万1,000円となります。

以下、主な内容について御説明いたします。

16ページをお開きください。まず、(事項)公共砂防事業費であります。説明の欄、1の通常砂防事業についてであります。これは、平成18年度に土石流災害が発生し、工事施工中でありました諸塚村矢左右谷川におきまして、想定外の軟弱地盤がありましたことから、この処理のための経費であります。また、2の災害関連緊急砂防等事業につきましては、本年8月の台風5号によって大規模な土石流が発生いたしました日之影町綱の瀬川におきまして、災害復旧のための事業を実施するもので、国庫補助の採択

通知を受けたことによる増額であります。合計で5億162万2,000円の増額をお願いしております。

次に、(事項) 公共急傾斜地崩壊対策費であります。説明の欄1の災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業につきましては、本年7月の台風4号により土砂災害が発生いたしました日向市の2カ所におきまして、急傾斜の対策工事を実施するもので、国庫補助の採択通知を受けたことによる増額であります。また、2の総合流域防災事業につきましては、請負業者倒産による前払い金相当額の補正であります。合計で6,427万6,000円の増額をお願いしております。

次に、提出議案について御説明いたします。

31ページをお開きください。議案第10号「土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について」であります。これは、災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業に要する経費に充てる市町村負担金を徴収することについて、地方財政法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。このことにより、本年7月の台風4号により発生した日向市における土砂災害の対策工事について、日向市より負担金を徴収することとなります。

砂防課は以上でございます。

○竹内港湾課長 港湾課でございます。

油津港の港湾計画改訂について御説明いたします。

委員会資料の33ページをお開きください。まず、港湾計画についてでございます。重要港湾は、港湾管理者が港湾計画を策定するように港湾法で定めておりまして、通常、10年から15年後の将来の利用状況を考慮して、施設の規模、配置などにつきまして計画することになっております。

1の現行の港湾計画でございます。現港湾計

画は、平成6年3月に策定されたもので、目標年次をおおむね平成17年としております。

2の改訂の理由についてでございます。油津港は、県南地域の産業振興の拠点としての役割を担っておりますが、コンテナヤードの混雑化や大規模地震への対策、プレジャーボートの収容などの対応が課題となっております。この課題を解決するために、港湾計画の見直しを行っております。

3のこれまでの取り組みについてでございます。平成15年度に企業アンケートやヒアリングなどを実施し、昨年度は学識経験者、地元関係者などから成る「油津港長期整備計画調査委員会」を組織しまして、計画の策定を進めてまいりました。また、地元の利用者、まちづくりなどの関係者から成る「地域懇談会」を開催し、幅広く意見を聞きながら検討を進めたところでございます。今年度は、昨年度に引き続き各委員会で検討をお願いし、計画案がまとまりましたことから、10月に県の審議会、11月に国の審議会に諮問をし、それぞれ原案どおり答申を受けたところでございます。去る12月17日付で国土交通大臣から計画として適切である旨の通知を受けましたことから、現在は告示の手続きをとっているところでございます。

4の改訂の内容についてでございます。今回の計画は、目標年次を平成30年代半ばとしております。主な計画内容につきましては、①の内貿物流機能の拡充・強化など5項目を掲げております。

それでは、35ページ、資料1をお開きください。まず、図の右上に示しております①内貿物流機能の拡充・強化について御説明いたします。東地区は、コンテナ貨物などの増大によりましてヤードが混雑しているため、今回の計画では、

新たに埠頭を計画しまして、外国向けの貨物と国内向けの貨物を分離し、効率的な港湾活動を確保することにしております。また、油津港では、耐震強化岸壁が未整備となっておりますことから、計画の岸壁を耐震強化岸壁としております。

次に、図の中央の下に示しております②危険物を含むバルク貨物の集約、再配置について御説明いたします。住宅地に隣接した危険物タンク及びバルク貨物を移転、集約するために、計画では、西地区に埠頭を計画しまして、港内の安全性の向上を図ることとしております。

次に、図の左上に示しております③の港内における親水空間及び交流空間の確保についてでございます。港内での憩いの空間の確保と油津地区の活性化、地域の観光振興を図るため、計画では、新たに緑地などを計画しております。また、大型旅客船は、東地区に新たに計画しました埠頭に接岸させ、背後で歓迎式典やイベントができる用地を確保することとしております。

次に、図の左下に示しております⑤の漁船、プレジャーボートの適正な収容を図るための小型船だまり計画についてでございます。堀川運河や港内では、漁船とプレジャーボートが混在し、管理面や安全面から問題が生じていることから、計画では、漁港地区にプレジャーボートを収容する小型船だまりを計画しております。

次のページの資料2をお開きください。新旧の比較表となっております。既定計画では、西地区には危険物やバルク貨物を取り扱う埠頭、3号地区にはマリーナがございますが、農業ハウスで使用する重油基地の進出計画の見直しなどが行われたこと、荷役の効率化が進み、貨物の輸送形態がコンテナ化されたこと、漁港地区に小型船だまりを計画したことなどの理由によ

りまして計画を見直しているところでございます。

港湾課につきましては、以上でございます。

○河野都市計画課長 都市計画課でございます。

委員会資料の37ページを開きください。議案第4号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

初めに、1の改正の趣旨であります。今回、「土地区画整理法」に基づく認可等及び「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく特定路外駐車場の届け出の受理等の知事の権限に属する事務の一部につきまして、住民の利便性の向上や事務処理の効率化等の観点から、取り扱いを希望する都城市に移譲するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、2の移譲する事務の内容であります。①の土地区画整理法につきましては、既に施行面積が5ヘクタール未満に限る個人・組合施行の土地区画整理事業の認可等に関する事務を移譲しておりますが、今回、都城市におきましては、面積の要件を廃止して、事務を移譲するものであります。また、②の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律につきましては、駐車面積500平方メートル以上の有料駐車場であります特定路外駐車場の届け出の受理、車いす使用者駐車スペースを1ます以上設ける等の基準に違反している場合の是正命令等に関する事務を移譲するものであります。

当該事務の移譲につきましては、平成20年4月1日から施行するものであります。

なお、38ページから42ページに現行と改正案の対照表を添付いたしておりますので、説明は省略させていただきます。以上であります。

○富高公園下水道課長 公園下水道課であります。

当課の補正予算について御説明いたします。

委員会資料の17ページをお開きください。当課の補正予算額は、500万円の増額をお願いしております。補正後の予算額は、8億7,341万8,000円となります。

次のページをお開きください。これは、ことし8月に発生した台風5号によりまして、県総合運動公園のテニスコートの観覧席の屋根が破損したことによる都市災害復旧事業に要する経費であります。500万円の増額であります。

公園下水道課については以上であります。

○藤原建築住宅課長 建築住宅課であります。

委員会資料の43ページをお開きください。損害賠償額を定めたことにつきまして、地方自治法第180条第2項の規定に基づきまして御報告いたします。

この事案は、平成19年5月5日に、都城市にあります県営都北団地101棟1号におきまして、その上の階の住戸から、洗面台の排水管の腐食により水が漏れ、その漏れた水が下の階の1号ですけれども、住戸内の寝具、衣類等に損害を与えたものであります。この事故につきましては、調査の結果、管理責任が県に存在すると判断し、記載の相手方と和解契約を締結したものであります。損害賠償の額は2万5,050円で、主に寝具の買い換えや衣類等のクリーニング費用でありまして、一般会計予算の予備費から支払ったところであります。

建築住宅課は以上であります。

○岡田高速道対策局長 高速道対策局であります。

当局の補正予算について御説明いたします。

お手元の委員会資料の19ページをお開きくだ

さい。当局の補正予算額は、1,000万円の増額をお願いしております。補正後の予算額は、30億1,001万3,000円となります。

それでは、補正の内容について御説明いたします。

20ページをお開きください。(事項)東九州自動車道用地対策費であります。これは、東九州自動車道の用地取得を行う事業であります。今回の補正で、東九州自動車道高鍋一西都間における行政代執行に要する経費1,000万円を計上しております。この行政代執行に関しましては、報告事項として御説明をさせていただきます。

資料の45ページから47ページになります。47ページをお開きください。県内の東九州自動車道における補償金目的植栽箇所的位置図になっておりまして、今回の箇所は黒塗りをしております高鍋一西都間の33番と34番になります。それでは、45ページにお戻りください。東九州自動車道高鍋一西都間における補償金目的植栽2カ所につきましては、10月4日に収用委員会の裁決がなされ、樹木等の撤去期限が11月23日となっておりましたが、いまだ樹木等の所有者らによる撤去はなされていない状況であります。このため、11月26日に、起業者であります西日本高速道路株式会社から知事に対し行政代執行の請求がありましたので、今後、県が樹木等撤去の代執行手続を進めていくことになりました。これまでの経緯などにつきましては、資料に記載のとおりであります。

次に、代執行の手続に関して御説明をいたします。西日本高速道路株式会社から代執行の請求を受けましたので、今回お願いしております補正予算の議決後、樹木等の所有者らに撤去期限を定めて樹木等の撤去の催促と、その期限までに撤去しない場合は代執行を行う旨を文書で

戒告をいたします。この戒告において通知しました期限までに撤去が行われない場合、代執行令書により代執行の実施期間、代執行費用の見積額等を通知し、樹木等撤去の代執行を行い、西日本道路株式会社へ土地の引き渡しを行います。

次に、代執行の費用についてであります。物件確認や樹木等の撤去、保管、処分に要する費用としまして、補正予算で計上しております1,000万円を予定しております。この費用につきましては、まず、執行庁である県が支出をいたしますが、撤去及び処分に直接要した費用については、物件所有者らに請求することになります。

次に、東九州自動車道における補償金目的植栽の現況について御説明いたします。46ページをお開きください。東九州自動車道門川一西都間の補償金目的植栽につきましては、今まで行ってきました自主撤去要請と10月4日に出された収用委員会における裁決の効果として、裁決後、6カ所が解決へと至り、現在、代執行案件の2カ所を含め、34カ所が残っている状況でございます。その箇所などにつきましては、47ページの図に示しておりますので、後ほど御参照いただきたいと思っております。

今後とも、残る案件につきましては、自主撤去要請を行うとともに、応じてもらえない場合につきましては、事業進捗を勘案しながら、土地収用法の進捗を進めていくこととしております。

高速道対策局は以上でございます。

○横田委員長 以上で執行部の説明が終了いたしました。

ここでお諮りいたしますけど、質疑応答は午後からということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、午後1時に再開いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後1時1分再開

○横田委員長 委員会を再開いたします。

先ほど、説明がありましたけど、まず最初に、議案関係と損害賠償額を定めたことについての質疑をお受けいたします。質疑のある人はどうぞ。

○坂元委員 議案第8号ですが、龍南は幾らだったですか。

○荒川道路建設課長 道路建設課でございますけれども、その龍南とおっしゃいますのはどういう。

○坂元委員 議案第8号。西都をとったから外れたのか。

○荒川道路建設課長 龍南さんは、配付資料を見ていただくといいんですけども、別添配付で2枚ほど配付させていただいております。その中で、「総合評価落札方式（標準型）に関する評価調書」というのがあると思っておりますけれども、これに参加された業者さんの名前がずらっと載っております。この中には今おっしゃいました龍南さんは入っておりません。以上でございます。

○坂元委員 札は入れたんですか。

○荒川道路建設課長 今回、名谷トンネルに対しましては、このJVだけが参加されたということでございます。

○坂元委員 例えば、大淀・上田・桜木、53円ですね。梅林で881円。ほぼ変わらないということ、物すごく近いですよ。つまり、予定価格

の事前公表がこういう結果をもたらすということでしょうね。

○荒川道路建設課長 今、委員のおっしゃいましたように、札を入れられましたその額を見ますと、かなり近いような額になっております。これに先立ちまして、2つほどトンネルを発注しております。そういったことから、予定価格とか落札価格というのはわかっておるわけでごさいます、その辺も推察されたのかもかもしれませんし、また、落札と申しますか、札を入れる額を算定するいろんな計算ソフト、そういったものを使用されて同じような額になったのかもかもしれません。その辺は推測でごさいます。以上でごさいます。

○坂元委員 これは年度がわりぐらいでも、我々は絶対聞きに行きませんから、事後公表に、そうされないと余りにも数値が近いからですね。

予算に関連してですけど、代執行費用、62万2,000円というのが県の持ち出し。つまり、旅費とかそういうものはもらえないということは法律的には決まっているんですか。

○岡田高速道対策局長 そういうことでごさいます。

○横田委員長 そのほか、ごさいませんか。

○外山良治委員 この植栽ですが、簡単に言うと、一気に切ることはできんですか。

○岡田高速道対策局長 すべての箇所一緒ということだと思いますが、代執行を行う手順としまして、工事区間の事業認定という手順がまず必要でごさいます。それは、区間ごとに事業認定をとっていくということにしておりますので、一気にというのは今のところではできない状況でごさいます。

○外山良治委員 わかっておったんですがお伺いしているんですけど、例えば、事業認定をと

ると。その都度、こういうふうに代執行の手続を今後、とることになるわけでしょう。工期に影響を与えるのではないのかなということがあつて、質問をいたしました。そういう点では大丈夫なんですか。

○岡田高速道対策局長 門川—西都間におきましては、それぞれ開通予定年度が22年度から26年度ということで、区間ごとに設定をされたところです。その区間ごとに、目標年次に支障を与えないように手続をとっていつて解決をしていくという方向で進めております。

○外山良治委員 それから、1,000万のうち、宮崎県としては60何万何がしかの負担になると。これは単純に見て、高速でしょう、何で宮崎県が60何万というのを負担しなければならないのか。なぜなんですか。

○岡田高速道対策局長 この62万2,000円の持ち出しにつきましては、行政代執行法で定められている経費ということでごさいます。

○外山良治委員 相手方が返済をしてきた場合に、これはまた戻りますか。

○岡田高速道対策局長 先ほど申しました62万2,000円、これは県の持ち出しですので、これは戻ってきません。

○横田委員長 ほか、ごさいませんか。

○萩原委員 高速道対策局長、植栽行為の位置図、47ページに数字がずっと書いてありますが、これはどういう意味ですか。

○岡田高速道対策局長 この図を見ていただきますと、左上の方に説明書きを入れておりますが、黒の四角囲みが代執行実施、四角の白抜きが補償金目的植栽、丸印が解決をしたところということで表示をさせてもらっておりまして、現在、補償金目的植栽として残っているところが今回の案件2件を含めまして34件という状況

でございます。

○萩原委員 管理課長、工事入札関係の予定価格の発表はどうするつもりですか。予定価格、委員会でも相当——本会議でも出たんですが、発表はずっとやっていくつもりですか。

○持原管理課長 最低制限価格を11月25日から公告ないし指名通知するものから適用することによって引き上げました、その状況、それから1月から250万円以上のものを一般競争入札に付すると、本格的にやるということになっていますので、その状況等も検証しながら、検討をしてみたいというふうに考えております。

○萩原委員 検討してみたいということは、まだわからないんでしょうけれども、入札価格、例えば今回のトンネルでもそうですが、落札率77.6%、この落札を80%以上に持ってくると言ったんじゃないんですか。

○持原管理課長 10月25日以降に入札公告をしたものについては、80%から85%程度に上がっている状況でございます。それ以後の工事については80%から85%という数字は保たれているところでございます。

○萩原委員 これは要望ですけど、予定価格の発表というのは、もともとそういう積算する能力がない事業者が多いから、予定価格は前もって言ってるんだというのが、そういう考え方が一貫してあったみたいな気がするんですけど、なるだけ早い時期に、高額の事業については予定価格は発表しないように、1,000万以下だったらそういう積算能力がないのがあるかもしれないけど、それはやっぱり早急に対応してもらった方がいいんじゃないかなと思うんです。もし、考えがあれば。

○持原管理課長 今回の委員会でもいろいろな議論が出て、私どもも漏えい防止の観点からと

かいろんな説明もいたしましたので、その辺も、状況を見ながら、しっかりと検討してまいりたいというふうに考えております。

○横田委員長 ほか、ございませんか。

○水間委員 今のとちょっと関連するのかもしれませんが、総合評価の表を見せていただきましたが、私がどうしても解せないのは、1番と7番、企業の施工能力、1番は20点、7番の人は零点なんですね。それを総合的に見るからと言われるんだと思うんですが、企業の施工能力がない人が、だから落札されなかったと思うんですが、しかし、その金額たるや、入札書比較価格と881円しか変わらんですね。こういうことで、施工能力がない人、高度な技術力を持っている、ここらあたりの説明をいただくといいんですけど。

○荒川道路建設課長 先ほどの7番の施工能力のところは零点になっておると。これは施工能力がないという意味ではないかというような御質問かと思えますけれども、もう一枚、別添資料で表1の「技術資料評価の項目と配点及び総合評価の方法」というのを配付させていただいておりますけれども、これを見ていただきますと、一番左側に評価の視点というのを書いております。一番上に企業の施工能力、今、御質問のところでございます。これにつきましては、ここに評価項目と書いておりますけれども、企業の技術力につきましては、過去10年間の同種工事の施工実績というように挙げておまして、3件以上が10点、2件であれば5点、2件未満、要するに1件、この場合は零点ということになっております。そのほかにも、企業の地域社会貢献度と下に書いていますけれども、県南地区管内に本店があると、こういった営業所とか本店とかそういういったものについては点数をする

ようにしております。企業の施工能力という言葉からいきますと、この上のほうの企業の技術力、このところを見ていただきますと、施工実績が1件の場合は零点ということになっております。そういったことからこの業者さんは零点になっておるわけでございまして、この入札に参加するための資格というのがありまして、その参加資格には、九州内での実績があれば参加できますよと言っております。しかし、総合評価の評点のほうにつきましては、宮崎県内でトンネルの実績があることというふうなことで点数をつけております。そういうことで、7番目のJVの方は、県外では実績があるんですけども、県内では実績がありません。そういったことも含めて2件未満ということで零点というふうな格好になっているのでございます。以上でございます。

○水間委員 その意味がやっとわかりました。ただ、今のことはちゃんとこういうことで説明をしないとわからないわけですね。今、こうやって説明はいただいた。県外では施工実績はあるが、県内ではない、そのためには今、県で言う企業の施工能力や技術、こういうものにつながってくるということで、初めて聞いてわかったわけで、ただ、そういう中で、先ほど話もあつたんでしょうが、3番、4番は全く同額。1番、7番も全く同額。こういうことを考えますと、今、入札の計算ソフトやら何やかやあるので、ぴしゃっとうやっって張りつくんでしょうが、やはり先ほどの話のように、事前公表、事後公表どっちがいいのかということになれば、事後のほうがよろしいんじゃないかというような気もするんですが、いかがなんでしょうか。

○荒川道路建設課長 先ほど私のほうで説明をさせていただきましたけれども、その点につき

まして、説明を受けないとなかなかわからんんじゃないかということでございましたけれども、先ほどの説明でちょっと抜けておりましたが、下のほうに米印が書いてあります。同種工事の設定とか書いております。これにつきましては、同種工事のところで入札参加資格というのを別に公表しているんですけども、施工実績と同じとするが、施工場所は宮崎県内とすると。先ほど説明したところのものがここに説明書きはあるわけでございます。

それから、そのほかの点につきましても、米印の1、2、3等につきまして、上のほうの評点をつけている部分につきましての説明書きというのをここに記載させていただいております。そういうことで、参加される方は、公告していますので、これを見て参加といいますか、評点はなっているんだなということがわかるのではないかと思います。

○水間委員 いろいろ工事实績ということになると、私なんかはよく言われたんですが、特Aは特A、AはA、BはB、ランクだけで仕事の発注の時期がある。それがA・B混合とか、B・C混合とか、こういう工事の発注がされるようになったと。ということは、結局、工事の実績だけでこう言うと、業者の皆さん方からの話、協会の話を知ると、我々でもできる仕事なんだよ、実績ばかりを言うから我々には全く手が出せないんだと、そういうことも一つはありますから、だから今、特Aはなるべくなくすというか、そんな話もあるんですが、工事实績でと言うが、工事の評価あるいは技術、いろいろ持っておられるわけだから、県内の業者は県内で育成しなさいと、これは当たり前ですよ。それはせないかんが、県内の企業を優先して発注してやる、そういうことで県もその方向で行ってい

る、この状況下で、では何で評価するかといったら、実績がないから、だからあなた方はこの工事から外れなさいと。地区のいろんな問題も、地区にはできる業者もいるんだけど、ただ、今おっしゃった実績がないから、地区外から持ってくる、そういうこともありますから、今の状況の中で、1回もないから、あるいは県外しか持っていないからと。県外でやっているということは実績があるということじゃないですか。そういうことを勘案をしながらしてあげないと、ここで言う2件未満はゼロだと、県外でやってきたから県内の実績がないんだと。そうじゃなくて、県外でやったら県外の実績はあるわけで、そこらあたりの件数の云々じゃなくて、やれる業者をちゃんと見きわめる方法も持っておられると思うんですよ。そういうことをしてあげる方向はどうなんでしょうか。

○荒川道路建設課長 今回の発注案件はトンネル工事でございます。トンネル工事になりますと、地山の地質状況、現場の状況、その辺を十分知っておる必要があります。その辺の地質状況につきましては私どもが調査しておりますので、その辺につきましては、また業者さんと十分協議していくわけでございますけれども、工事实績ということに関しましては、少なくともトンネルに関しましては、そういった地質を知っている業者さんの中での実績というのはかなり大きいものがあるんじゃないかなというふうに思っております。県外でもいろんな難しい案件もあるかもしれませんが、宮崎県の地質というのは特殊な面、特にこの名谷におきましては、南のほうは非常に地質が悪いということからしまして、宮崎県内の実績を求めたものでございます。しかしながら、ここにありますように、この配点は、企業の施工能力が全体で20

点でございます。それからその配置予定技術者、そしてその下にありまして、20点、20点、60点、全体で100点というふうな配点しております。これを今回の標準型では30点というふうに凝縮するわけでございます。そういった中で実績という部分が20点の配点をしているということ、それから、先ほどの実績につきましても、地質状況等を考えてこのような実績をしたということでございます。しかしながら、この辺の配点につきましては、国の状況とかに準じてやっておるんですけども、今回、総合評価方式としましては、標準型は初めてでございます。そういったことで、委員のおっしゃいますように、その辺のところも検討すべきところは検討していく必要はあるかと思えます。以上でございます。

○水間委員 もう一点聞かせてください。そうしたら、その7番目の人が6番目の人の金額を入れた場合には落札できるということではないですかね。落札は6番目ですね。だから、7番目の人の入札金額がここに至った場合、7番目が落札できるということになりますか。意味がわかりませんか。7番目が、今、15億5,703万6,000円ですね。6番目の札の方は15億6,000万、この金額に来た場合に、この人が落札できますか。

○荒川道路建設課長 7番目の方の入札額を見ていただきますと、15億5,703万6,000円というふうになっております。そして、6番目の札の方は15億6,000万と、今の額よりもちょっと多いということでございます。そうした中で、その上を見ていただきますと、6番目のところは124.6点、7番目は116.5点、その差が8点ぐらいあります。そういうことで、技術評価点の高いところ、ここが今回、この計算式でいきま

すと、③÷④×100万ということで、この計算式になりますから、評価点数の高いほうがかなり有利になってくる、落札ししやすいということになります。この点が8点ぐらい開いていますから、この計算式でいきますと、同じ額を入れても落札は無理ではないかというふうに思います。以上でございます。

○水間委員 わかりました。

○横田委員長 ほか、ございませんか。

○武井委員 12ページ、道路建設課の倒産の件なんですけれども、実際に倒産が発生して、具体的な工期のおくれとか、そういった状況というのはどういった形でございましょうか。

○荒川道路建設課長 12ページの、倒産によりまして工事前払い金相当額の補正をしたということだと思いますが、これにつきましては、倒産されまして、倒産されてすぐではありませんけれども、10月に入りましてすぐ、別途発注をしまして、その工事に着手しております。そういうことから若干のおくれはありますが、ある程度の進捗はできておるんじゃないかというふうに思っております。

○武井委員 そうしますと、大体具体的な工期のおくれみたいなものは、ほぼ計画どおりに終わらせられるというような見込みですか。

○荒川道路建設課長 ほぼといたしますか、全体的に見たときに、1カ月か2カ月ぐらいおくられていると思いますから、その分ぐらいはおくられていると思います。

○武井委員 もう一つ、倒産関係、16ページ、砂防課の御説明があったと思うんですけれども、こちらのほうは結局、額も大きいんですけれども、こちらのほうは、ちなみにどこの事業かということも含めて、わかれば。

○桑畑砂防課長 通常砂防の5,230万2,000円あ

りますけれども、これは、諸塚村の矢左右谷というところがございまして、18年に土石流が発生してございまして、家屋1戸流失しております。それで、当初、ボーリングを3本やって、施工する予定でございましたけれども、ボーリングをしたちょうど間の地盤が非常に悪くて、当初、4メートルぐらい悪いというところが、実際掘ってみると10メートルぐらい悪かったということで、地盤改良に費やしたお金と、業者倒産1件ございまして、工事を一部しかしておりませんでしたので、前払い金に対して不足額が生じて、その不足額が1,200万、合わせて5,200万でございます。以上です。

○武井委員 それで具体的に工期のおくれとかというものに関連していますか。

○桑畑砂防課長 10月の後半に発注してございまして、工期は今度、繰り越しをお願いして、3月までには完成させたいと思います。

○外山良治委員 関連ですが、14ページも倒産ですか。

○児玉河川課長 14ページのまず上の（事項）公共河川事業費のところの説明のところには3つありますけれども、2番として水防災対策事業というのがありますが、これが倒産に係る分でございます。それから、一番下の（事項）河川激甚災害対策特別緊急事業費、この金額が倒産に伴うものでありまして、2件の工事で倒産がありまして、その分でございます。河川課で合計3件でございます。

○外山良治委員 業者診断の中に経営安定能力、そんなのはないんですか。

○持原管理課長 もちろん、そういう経営状況というのは十分審査しているんですけれども、今回、かなり一般競争入札が導入されまして、従来の指名の段階でありますと、その辺の適時

の業者の信用不安状況というのをチェックして指名をしておいたという状況もあろうかと思えますけれども、今回、一般競争入札ということで、個別の業者の至近の状況というのがなかなかチェック項目として、最近ちょっと経営が悪いようだがというようなことではねるということができません。しかも、そこ辺の競争がかなり激化しておりまして、低い金額での落札というのが多発しているような状況でございます。そういうことで、契約解除の件数というのがふえておりまして、ちなみに18年度で契約解除の件数は、倒産を理由とするものが7件ございました。19年度は21件、そのうち倒産を理由とするものが20件というような状況になっておりまして、競争が非常に厳しくなったということで、そういう状況に至っておるということでございます。

○外山良治委員 どうもわからんのですが、例えば、これを受けたと、前渡金というのをいただくんですか。

こういった入札制度がいいのかどうか、ちょっと考えものでしょう。というのは、一般質問でもありましたね。やっぱり工期があって、台風時期、梅雨時期に入ると。それに間に合うように発注し、工事をしていく。倒産をしたとすると、工期がおくれる。工期がおくれたのにそういった災害が発生をした場合、これはだれが補償するんでしょうか。

○持原管理課長 金額的な面、例えば今の補正案件でございますけれども、これにつきましては、請負業者が前払金保証事業会社、西日本建設業保証のほうと保証契約を結びまして、県の方にその保証証書を寄託しますと、請負業者のほうから請求がありますと4割、前払い金というのを県としては支出します。その途中、例え

ば、出来が2割ぐらいの段階で請負業者が倒産ということになりますと、その保証事業法ないし請負契約約款の規定に基づきまして、県は4割前払いしておりますので、差額の2割を県のほうに支払っていただくということになって、金額的な面では県の損失というのは基本的に生じないということになっておりますけれども、おっしゃるように、再発注ということになりますので、住民のほうの不利益と申しますか、その辺のことは現実的に生じる可能性がありますので、私ども、そういう状況になりました場合には、早目にそういう判断をし、請負業者の契約を解除し、再発注ということを心がけているところでございます。

○外山良治委員 私が申し上げているのは、工事保証が、県に云々言っているわけじゃありません。もし、人命に関することであれば、これはどうなんだと、そのことが言いたいわけです。というのは、これだけでも3件でしょう。私も今まで20数年議員をやっていますが、こういうのは余り聞かなかったんですよ。ところが11月の補正で3件が倒産だと、こういったことは今まで聞いたことがありません。そして、工事遅延によって例えば500ミリの雨が降って、そこで河川流域住民が人命を失った場合、道路がひしゃげたとか、そのレベルの話をしているわけじゃないんです。そこで実際人命が失われた場合、だれが補償しますか。相手が倒産をした、それで2カ月おくれたと。本来なら1月で竣工検査が終わるのに、6月、7月まで延びたと。その間、600ミリの雨が降った、そこで4～5人の人命が失われたと。倒産が多いなと思ったから、今、説明をお伺いしました。

○持原管理課長 2点御説明いたします。今までは、こういう事例が生じた場合には、県のトー

タルの財布の中に予備費というのがございまして、不測の支出に充てるということで1億円組んでありますので、その中から予備費を充用して手当てをしていたということでございませけれども、建設業界、非常に厳しい状況になって、倒産による契約解除というのがふえておりますので、今回、そういうものを補正案件として上げさせていただいたと。なおかつ、先ほど説明が足りませんでしたけれども、前払金保証事業会社から出来形との差額というのは県のほうに支払われますけれども、その分はいわゆる雑入として歳入のほうに受け入れますので、県としてのトータル、今回、補正をして、歳出を同じ額上げますけれども、県としてのプラ・マイというのはございませけれども、そういう事情でございませ。

それともう一点、先ほどの工事のおくれによるそういうものというのは、なかなか仮定の話で申し上げることはできませんけれども、私も、そういうことの生じないように早急な対応というのを心がけておるところでございませので、御理解をいただきたいと思ひます。

○外山良治委員 御理解できるわけがありません。それはそれでいいです。

議案第4号について、福祉のまちづくり条例との関係はどうなるんでしょうか。

○河野都市計画課長 バリアフリー法でございませけれども、ハートビル法と交通バリアフリー法が一緒になりまして、平成18年に施行された法律でございませ。福祉のまちづくり法にのった……。

○外山良治委員 法じゃない、条例。

○河野都市計画課長 再度、委員のほうに確認しますけれども、福祉のまちづくり条例と高齢者、障がい者等に関する特定路外駐車場の条例

との関係でございませか。この条例につきましては、特定路外駐車場ということで、道路の路外に設置される自動車の駐車をするための施設ということで、一般の公共の用に供されます自動車の駐車面積500平米以上、その利用について駐車料金を徴収する駐車場というふうなことでこの条例を出してございませ。

○外山良治委員 県の条例は適用範囲が300平米以上でありますね。この条例は500平米以上、新法ですね。多くの点でダブるわけでしょう。所管課は、そこら辺との関連性というか、ちょっと説明をしてもらえませんか。

○河野都市計画課長 この駐車場法に係ります届け出駐車場でございませけれども、これにつきましては、都市計画課のほうで扱ってございませ。都市計画区域内において路外駐車場、要するに今言ひます届け出駐車場でございませ。今回、バリアフリー新法によりましては、すべての区域ということで、都市計画区域、区域外を含めまして都市計画課のほうで所管をするというふうなことでございませ。駐車場に関しては、福祉のほうと話をしまして、当課が取り扱うというふうなことで話をしたところだございませ。

今、委員の言ひました300平米と500平米の違いについては、手元に資料がないものですから、後で調べて報告させていただきたいと思ひます。

○外山良治委員 もう結構です。

○蓬原委員 議案第8号、調書の中身です。総合評価ということで、評価値で最終的に高いところが落札する。分母が入札額で、分子が技術評価点ですから、技術評価が高く入札価格が低いほどいいということですよ。価格は低いことを競ひ、技術力は高いことを競ひということだ、確かに、考えとしては非常にいいと思ひん

で、このことについてはあれなんです、中身の計算の仕方ですが、何か理論方式があってこういうのができているんですか。どこかの学者さんがつくった、あるいは国交省がつくった理論があるんですか。

○児玉技術検査課長 総合評価方式につきましては、国のほうの基準等がございまして、本県もそれに準じて作成しております。既に、落札方式につきましては、ガイドライン、私たちは運用ガイドラインと言っておりますが、これも既に公表しているところございまして、18年9月の委員会で一回説明はしているんですが、内容等をということであれば、また別途、書記を通じてでも御配付してもいいかなという考え方はございます。

○蓬原委員 後で詳しく教えていただきたいんですが、要するに国がつくったガイドラインをもとにしてやっておられるということですね。どこかの研究所がおつくりになったんでしょう。ちょっと細かいことを聞いてしまうけど、加算点が30に上の部分を100分の何ぼで掛ける、技術評価点で100に30掛ける100分の案分したやつを足すということ、また今度は4分の3したやつを100万という数字で割るといふ、こんな難しいことをしなくても、そのまま傾向としては出ますよね。得点の合計、配点を100として、69だの、99だの、73だの、42だのというのがあって、それを30のまた100分の案分して、また同じく100を足していくわけだから、傾向というのは既に入札額の低さと得点の合計で比率は出るような気がするんで、この30という数字だとか、100万という数字は何なのかなというようなことを、つい深く関心を持ってしまったもんですから聞いたんで、ここでは回答はできないでしょうから、後で書記の方に、どういうことで数字の論

理計算になっているのか教えてもらえませんか。

○児玉技術検査課長 この内容等については、かなり精度が高く、きめ細かな算出根拠になっておりまして、別途、書記を通じまして、この概要等について御配付させていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○蓬原委員 個人間でいいですか。

○横田委員長 全委員にお願いします。
暫時休憩いたします。

午後1時45分休憩

午後1時47分再開

○横田委員長 委員会を再開いたします。

ただいまありました蓬原委員の件につきましては、1月23日の委員会のときに、また御報告をいただきたいと思っております。

ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、その他の報告事項、道路の中期計画について、1.5車線の道路整備について、油津港港湾計画の改訂について、東九州自動車道の行政代執行についてについて、質疑をお受けいたします。

○坂元委員 道路の中期計画ですが、暫定税率が3月で消えますね。これは法律をまたやらなきゃいかんわけでしょう。来年度予算は、憲法で衆議院の決定が優先なんです、これは予算関連法案になるんですか。

○荒川道路建設課長 暫定税率の延長につきましては、委員のおっしゃいますように、3月31日までになっております。それから4月以降にまた延ばしてもらいたいということございします。それにつきましては、20年の通常国会で法改正をしていただくということになります。今回の暫定税率につきましては、去年、閣議決定

をされております。この中期計画につきましても、年内に閣議決定といたしますか、中期計画の決定をされるというふうに伺っております。そうした中で、政府・与党のほうがある程度、先ほど説明しましたような方針を出されたと。その方針を出されて、そして中期計画を決定して、そして12月に予算内示とかありますけれども、その辺に入ってくるのではないかと私どもとしては思っておるところでございます。その裏づけとしては、どうしても法改正というのは当然出てくるということでございます。

○坂元委員 暫定は3月31日ですかね。

○荒川道路建設課長 本則税率というのはずっといくんですね。暫定税率というのは3月31日と。暫定税率も自動車関係の諸税というのがありまして、揮発油税が一番大きいんですけども、こういったものは3月31日、自動車関係の諸税と自動車重量税というんですか、その辺が4月30日だったと思うんですけど、若干ずれているのがあります。しかし、ほとんど3月いっぱいということでございます。

○坂元委員 つまり、予算は自然成立するとしても、この法案がずっとずれ込めば、暫定税率が途中で本則に戻るから、ガソリンは安くなりますね。受益者は安いほうがいと、道路のことなんか考えんわけだから。という事態が起こると、当然、国会は通過しないということになると、中期計画そのもの自体が全く見通しのないものになるというふうな判断でいいんですか。

○荒川道路建設課長 中期計画といたしますのは、もともとは国土交通省がつくっております。そして、それを閣議決定することによって政府全体の計画ということになるわけでございますけれども、基本的な考え方、与党の考え方からいけば、そのまま普通は予算に反映されて法律改

正になっていくと思います。それが国会の場で反対の意見を言っているところもありますから、そういうことからいけばそういった予算というところに影響してくる可能性はあると思います。

○野口県土整備部長 政府・与党がどう対応していくかということですが、予算関連という位置づけで3月31日までに成立させようということ、自動車関係の諸税、道路特定財源ですけれども、これを含んで一括した法案を例年よりも——例年というか、5年前なんかよりもかなり早い時期に国会のほうに提出するというような情報が流れております。

○坂元委員 つまり、60日条項ですよ。3分の2の規定を何回も使うわけにはいかんと。だから、今言われたとおり、一括、60本なら60本を1本にして、そしてその3分の2を使うということしかないんじゃないかということであれば、逆に県の予算も、今度はこれを見込んで県土整備部も予算をつくるということになっているわけでしょう。わかりました。

○横田委員長 ほか、ございませんか。

○外山良治委員 港湾計画は、この改訂は30年代まで、計画の総事業費というものはどのくらいなんでしょう。

○竹内港湾課長 今回、港湾計画、改訂しておりますけれども、目標は30年半ばとしておりますが、全体事業費としましては、約240億ほど見えております。

○外山良治委員 県費はどのくらいを考慮されるんですか。

○竹内港湾課長 事業費につきましては大体そのくらいですけれども、あとは補助が入ったりしますので、そのうち県費といいますと今ちょっと答えられませんが、アバウト的には約半分かなと思っております。

○外山良治委員 港湾ごとにこういった計画をお立てになっているのでしょうか。

○竹内港湾課長 港湾計画は港湾法で定めがあるんですけども、一応、重要港湾については港湾管理者が港湾計画を定めなさいとなっております。宮崎県の場合は重要港湾、3つございます。細島、宮崎、油津でございます。その3港につきましては、それぞれ港湾計画を立てております。

○外山良治委員 例えば、1から5までの整備計画、あるんですが、これは基本計画ですから、実施計画とか実施構想なんかはいつごろを考えておられるのでしょうか。

○竹内港湾課長 今回は、将来計画の貨物等をヒアリング等をしまして、10年か15年ということで、15年ぐらいの港湾計画を立てております。実施に向けましては、その都度、着工するときに協議していくということでございまして、スケジュール的には、資料1に図面を書いておりますけれども、まず、東地区の付近から予定して整備してまいりたいと思っております。

○外山良治委員 着工するときに計画を云々とおっしゃいますが、今から10年後にはこういう油津港にしますという計画でしょう。とするなら、実施計画、その前に構想、計画というふうにするのが普通だと思うんですが、実施計画とかいうのはいつごろおつくりになるのでしょうかということをお聞きしておるんです。

○竹内港湾課長 港湾計画を立てる場合に、全体の構想みたいなやつを一回立てます。それで、構想をもとに、今回の港湾計画ということで15年ぐらいの将来貨物を予測した計画を立てるわけでございます。具体的にそれをどういうふうに進めていくかという工程計画ですけども、これにつきましては、その施設の進捗等もある

うかと思っておりますので、そのときに考えていきたいと思っております。先ほど言いましたように、ここも今、計画を立てておりますけれども、緊急的に整備せないかんとおっしゃいます。次に、東地区がまず最初かなと思っております。次に、その整備状況を見まして、現在実施しています堀川とか西地区の小型船だまりがありますけれども、この付近に着工していくのかなという考えでおります。

○外山良治委員 どうもわかりません。普通、一般的には基本構想をつくって、基本計画をつくって、実施計画をつくって実施していくと。実施計画というのがない計画とはあるんですか。

○竹内港湾課長 あくまでこれは港湾の計画でございますので、計画を立てたということでございまして、実施につきましては、今やっております事業の進捗状況等を見ながらつくっていくということでございまして、先ほど言いましたように、緊急性の高いところからしていきますので、東地区付近からしていくということでございます。

○外山良治委員 では伺いますが、プレジャーボートなんかは、登録隻数、同計画区域にはどのぐらいあるのでしょうか。

○竹内港湾課長 資料1の左下のほうにございますが、⑤のところでございます。その中に現況が書いてございます。堀川地区が90、大筋地区が194と書いてあります。油津地区にあるプレジャーボートは、それを足した284でございます。

○外山良治委員 登録隻数は幾らでしょうということをお聞きしました。

○竹内港湾課長 今言いました284隻、ここにプレジャーボートが泊まっておりますけれども、この中で幾ら登録隻数があるかにつきましては、ここでは手持ちがございませんので、把握して

おりません。

○外山良治委員 課長、私がなぜ、今のような聞き方をするかと申し上げると、宮崎県には小型船舶法に基づいて登録義務が生じております。宮崎県の登録隻数は4,300ぐらいです。油津港湾ということになれば、三股とか都城は海がございませぬ。そうすると当然、油津港に係留施設を設けるか、もしくは河川に不法係留する場合があります。ですから、240ぐらいの係留施設で妥当なのかどうかということを検証するために、登録隻数は何台でしょうかということは今、伺っているわけです。

○竹内港湾課長 登録隻数とプレジャーボートの隻数、一昨年調査しておりますけれども、ほぼ一致しておりますので、今、284と言いましたけれども、これが大体登録している隻数だと思います。具体的には、284隻のうち登録隻数が幾らということについては、今、ここに手持ち資料がございませぬので、お答えできないということございまして、大体登録はされておるといふ認識ではおりますけれどもということございませぬ。

○横田委員長 ほか、ございませぬか。

○蓬原委員 説明の中の言葉で全然知らない言葉があったものですから、バルク貨物とは何ぞや。

○竹内港湾課長 バルク貨物、資料1の下の方に書いてありますけれども、これにつきましては、ばら貨物の意味でございませぬ。例えば石油とか、そういうばらになった貨物の意味でございませぬ。

○横田委員長 ほか、ございませぬか。

それでは、その他で何かありませんか。

○水間委員 今回、私を含めてですが、県内各地の県道の整備についての質問が非常に多かつ

たんです。そこらあたりの全体の件数は今回、どのぐらいの件数で質問があったか、本数がわかりますか。

○荒川道路建設課長 一般県道等に関する今回の一般質問の中での質問の件数ということでございませぬか。

○水間委員 もう一回言います。今度、国県道のいろんな整備の中で、高速道路を優先的にやっておられる。質問の中身は、国県道の整備がおくれておるじゃないかということが主眼だったと思います。だから、そういう意味では、今、県内に今度の質問でどのような整備をするところ、一人一人の議員のそれぞれの質問があったと思うんですが、それあたりを掌握されていませぬか、それが何本ぐらいあったんですかということ今、お聞きしたんですが、わかりますか。

○荒川道路建設課長 一般質問で3名の議員から質問等がありました。その中では、県道関係で、路線等が重なったりはしておりますけれども、私が今、手元に一般質問の回答文を持っておるんですけれども、それを数えてみますと10件前後かなというふうに思っております。

○水間委員 国道は。

○荒川道路建設課長 国道につきましても、221を初めとして、国道10号、国県道の全体的な取り組み、そういったことございませぬが、国道につきましてもは3件ぐらいかなと思います。

○水間委員 わかりました。

それと、建設業者の倒産あるいは廃業等、いろいろ私のほうにも資料が入ってくるんですが、倒産については、10月末までで50社ぐらいというふうに聞いています。廃業についてはどうですか。

○持原管理課長 11月末で88カウントしております。18年度が127、18年度11月末現在で96社で

ございました。

○水間委員 知事が、倒産を含めていろいろ大変厳しいということから、来年度の重点施策で建設業関連の整備をしようとされておりますが、今現在では、今からのヒアリングなのかなと思いますが、来年度に向けては、県土整備部として、予算要求ということでは、知事の言う重点施策の中に盛り込んでいくことも決めておられるのでしょうか。

○持原管理課長 20年度の重点施策に建設産業対策というのが盛り込まれたということでございます。そういうことで、私ども、今までもいろんな建設業の活性化対策等の事業を実施してまいりましたので、その辺を大幅に見直した形で今、予算要求、財政当局といろいろ議論をしているという段階でございます。

○水間委員 部長、667億あった去年の基金を今度256億落として412億になったと。このままでということですと今まで財政改革推進計画は来たんですね。今年度は412億、これが今度の11月補正で425億ですよ。このことは、後、自然的あるいは不用額を含めて、事務事業の見直しをしながら、約200億がほとんど積み戻しになっているんです。現状として今までの4年間も500、600になっているんです。そういうことを考えたら、みんなが言う生活関連枠の何かの予算措置が必要ではないかと。うちの代表質問の中でも、今度でも我々も言いましたけど、知事は頑として、「いや、今の状況が悪い」ということなんですね。知事も建設産業関連枠で今度考えたいんだということですから、県土整備部の部長として、思い切って知事に申し出をしていただいて、今の倒産状況を聞くと、廃業で88社、言葉にあらわせませんけれども、大変なことだと思いますよ。今からまだ12月が残ってい

ますが、恐らくまだふえるんじゃないかと、そんなことが言われていますので、ひとつ思い切った財政投資をしていただいて、本当に景気のいい、いわゆる効率のいい発注ももちろんですが、とにかく景気が立ち直るようなことを考えていただきたいと思うんですが、一言、何かありましたら。

○野口県土整備部長 社会資本の整備については、一般質問の中での道路の要望件数やなんかの話がございましたけれども、まだまだ県民の皆さんのニーズというのは非常に大きいということで、我々はそれをしっかりやっていかなくちゃいけないと。あるいは建設業者、非常に厳しい状況だというようなこともございます。そういう状況をしっかり説明のほうをさせていただきたいと考えております。

○横田委員長 ほか、ございませんか。

○河野都市計画課長 先ほど、外山委員のほうから御質問のありました「人にやさしい福祉のまちづくり条例」と今回の駐車場の面積の違いといえますか、そういったものはどうかというふうな御質問でございましたけれども、調べましたので、御報告させていただきます。建築物以外の路外駐車場ということで、駐車場面積につきましては、駐車場法第12条の規定による届け出というふうなことがございます。そういうことで、今回についても500平米になっていますが、人にやさしい福祉のまちづくり条例でも500平米というものでございました。そういうことで、今後も人にやさしい福祉のまちづくり条例と一緒に連携をとりながらやっていきたいと思っております。以上でございます。

○外山良治委員 路外駐車、私が申し上げたのは要綱で定めてあると思います。宮崎市の場合は、適用面積300平米以上になっていると。宮崎

県の場合にはその定めが500平米以上。宮崎市の場合には不特定多数が利用できる施設となっております。都城市に事務移譲するという事になってはいますが、都城市の福祉のまちづくり条例は300平米以上だったと。ですから、整合性がとれないということで、宮崎市の条例に宮崎県条例も合わせるべきだと、私は個人的には思っています。たしか、宮崎県の条例も、私の指摘に対して、300平米、不特定多数が利用する施設に変わったと思いますよ。そこら辺をちゃんと精査をしていただいて、また後ほど、説明してください。

○横田委員長 それでは、以上をもって県土整備部を終了いたします。執行部の皆さん、御苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

午後 2 時12分休憩

午後 2 時14分再開

○横田委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行くことになっておりますので、あす18日（火曜日）に行いたいと思います。開会時刻は13時30分といたしたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、そのように決定いたします。

そのほか、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 何もないようですので、本日の委員会を終了いたします。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、以上をもちまして本日の委員会を終わります。

平成19年12月18日（火曜日）

午後1時41分開会

出席委員（9人）

委員	長	横田	照夫
副委員	長	田口	雄二
委員		坂元	裕一
委員		蓬原	正三
委員		水間	篤典
委員		濱砂	守
委員		萩原	耕三
委員		外山	良治
委員		武井	俊輔

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

総務課主任主事	児玉	直樹
議事課主任主事	古谷	信人

○横田委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。議案につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか。一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号、第4号、第8号、第10号、第11号及び第16号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 御異議なしと認めます。よって、今定例会中に当委員会へ付託されました議案については、原案のとおり可決すべきものと決定

いたしました。

次に、請願の取り扱いについてであります。

請願第2号についてであります。この請願の取り扱いはいかがいたしましょうか。

〔「採決」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 請願第2号については、採決との御意見がございますので、お諮りいたします。

請願第2号について、採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 請願第2号について、採択すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○横田委員長 全会一致であります。よって、請願第2号は採択とすることに決定いたしました。

ただいま、請願第2号については、全会一致で採択すべきものと決定いたしましたので、常任委員会の委員全員が発議者となり、意見書を提出したいと思っております。

意見書案を書記に配付させます。

暫時休憩いたします。

午後1時43分休憩

午後1時43分再開

○横田委員長 委員会を再開いたします。

ただいま、書記のほうから意見書案を配付させていただきましたけど、意見書の内容について御意見はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、お諮りいたします。

意見書の内容につきましては、お手元の案文のとおりとし、当委員会発議として取り扱うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、そのように決定いた

します。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、継続審査といたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 御異議ありませんので、その旨、議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子（案）についてであります。委員長報告の項目として、特に御要望はありませんでしょうか。

○坂元委員 よく問題になるんですが、予定価格の事前公表制度が非常に積算能力を劣化させておると。したがって、能力のある業者が必ずしも受注できないといううらみが出てきていますので、できれば新しい年度ぐらいには事後公表制度にして、もちろん、コンプライアンスが前提であります。ちゃんと漏えいすることのないような自覚を持って、事後公表にして、良質な積算能力のある企業がちゃんと生き残れるという、そういう業界の体質改善につなげていただきたいということを、来年度の重点施策であるそうでありますから、ぜひそれに盛り込んでいただきますように。

○横田委員長 ほか、ございませんでしょうか。

○水間委員 委員会の中、あるいは本会議でも言ってきたんですが、1つは、建設業を含めて、この業界で93件が倒産するような、330億を超える負債額、これを考えますと、来年度に向けて景気対策というか、本県独自の経済対策を思い切って打つような予算措置をしていただきたい。特に、建設産業も重点施策の中の1本でありますけれども、私どもの委員会は建設産業ですが、ほかの業種の皆さん方も本当に大変な状

況ということを考えますと、やはりここで思い切った経済対策、景気対策をお願いしたいということでもひとつ入れていただければと思います。

○萩原委員 イラストについて、早急に使用の方法を検討していただくように。委員会はたくさん出尽くしていますから。

○濱砂委員 生活関連枠の問題も今、水間委員から話がありましたけど、特に県民が生活の不便を来すことがないような生活関連枠の措置をぜひお願いしたいと思います。新年度予算にも強く要望したいと。

○武井委員 先ほどの水間委員からもありましたんですが、倒産が非常に多くなっているというのは今回ありましたので、そういった業者の選定等についての一層の配慮を図ってほしい。業者の選定といいますか、実際にこういうふうな形で倒産業者が相次いでいる現状があるわけですから、その辺で、事前の経営審査等の充実等も含めて。

○横田委員長 入札時にということですか。

○武井委員 はい。

○横田委員長 ほか、ございませんか。

○外山良治委員 関連で、経営審査も十分やっていただきたいということと、前渡金が4割、それで1億の仕事をして4割をいただいて、倒産すると。それだけならまだ保証で実害はないと思うんですが、工期がおくれる可能性がある。ですから……。

○萩原委員 一般競争入札と指名競争入札の両方のメリット、デメリットを一回検証しなきゃいけないんですよ。すべてが一般競争入札すれば、それはいかにもよさそうに聞こえるけれども、今回の議会でも出たように、食い逃げがおるわけでしょう。仕事は受けたわ、倒産を装ったわ、実際倒産したかもしれない、そのために

保証金もやらなきゃいけない、工期もおくれる。かえって県民に迷惑をかておるわけです、税金という名前で。一般競争入札することが一番いいんだということになったのに、実際はそのために大変な被害をこうむっている。だから、一般競争入札と指名競争入札の両方のメリット、デメリットを一回検証する必要があると思うんです。

○**外山良治委員** 萩原委員がおっしゃったように、あの人のほうが滑らかに申し上げたみたいですから、そのとおりなんです。入札制度というのをもう一度、吟味する必要があるのと違うのかなと、素朴な疑問ですが、私の場合には全くわかりませんから、今のような入札制度というものが果たしていいのかなという疑問があります。副委員長も質問の中で出されたように、例えば、途中で倒産した場合には、何かややこしいみたいですね。もう一度残りの事業をそこでまた積算をして、また入札にかけないかと、2カ月、3カ月すぐたってしまうと。そういったことで公共工事がおくれて、それが2次被害、3次被害を及ぼしていくようになると大変なことだと思いますから、そういった入札制度について押さえていただくようにということを、入れてもらえるならば……。

○**横田委員長** それでは、たくさん要望事項が出ました。事後公表の件と景気対策、経済対策の予算措置、イラスト問題、生活関連枠と入札時の業者の選定といたしますか、経営審査をちゃんとして、途中で倒産とかして工期が延長になって県民に迷惑をかけることがないような入札制度などの内容のことを織り込ませていただきまして、正副委員長に御一任いただくということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**横田委員長** では、そのようにいたします。暫時休憩いたします。

午後1時51分休憩

午後1時58分再開

○**横田委員長** 委員会を再開いたします。

1月23日の閉会中の委員会につきましては、落札後の倒産事例の内容報告、例えば企業の体質がどうだったのかとか、連鎖倒産だったのかとか、そういう分析をした結果を報告してもらおうということ、また、先日、蓬原委員のほうから要望がありました総合評価方式のこともあわせて説明をしていただきたいと思います。そのほか、それぞれ各部の報告事項とかもありましたら説明をしてもらいたいと思いますので、よろしく願いいたします。そのような内容で委員会を開催することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**横田委員長** それでは、そのようにいたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**横田委員長** 何もないようですので、以上で委員会を終了いたします。

午後1時59分閉会